富山市教育委員会3月定例会 資料



富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について

[教育総務課]

(1)趣旨

富山市教育委員会事務専決規程では、「課長等」として科学博物館総務課長、学芸課長の専決事項が規定されているが、科学博物館長の専決事項は規定されていない。

しかし、科学博物館総務課、学芸課の両課に関連を有する業務においては、 科学博物館全体の運営に関わるものであることから、これについて科学博 物館長の個別専決事項を定めるもの。

また、事務局長及び課長等の専決事項に属する事務について、円滑かつ適 正な執行を確保するため、改正を行うもの。

(2) 改正内容

- ・ 第4条(事務局長の専決事項)に次の号を加える。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事務処理に関する事項
- 第5条第7号中「のほか」を「に掲げるもののほか、」に改める。
- ・ 別表、「教育総務課長」の項の前に、「科学博物館長」を追加し、専決 事項を「総務課及び学芸課の分掌事務について相互に密接な関連を有 する事項であって第4条各号に掲げる事項に該当しないもの」とする。

(3) 施行期日

令和4年4月1日

富山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について

「教育総務課]

(1)趣旨

文書番号の採番について、現在科学博物館では、富山市教育委員会文書 取扱規程に基づき「総務課」と「学芸課」の区分けなく「科博」として一 連の番号を採番している。

令和4年4月から文書管理システムが導入されることに伴い、文書番号は 所属ごとの採番が必要となり、それぞれの課に記号が必要となることから、 改正を行うもの。

(2) 改正内容

別表、「科学博物館」の項を「科学博物館総務課」とし、記号を「科博総」とする。同項の次に「科学博物館学芸課」を追加し、記号を「科博学」とする。

(3)施行期日

令和4年4月1日

富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正について

「富山ガラス造形研究所】

(1)趣旨

富山市立富山ガラス造形研究所入学試験に合格したものの、入国規制のため休学を継続している入学予定者に対処するため、富山市立富山ガラス造形研究所学則の一部改正を行うもの。

(2) 改正内容

休学期間の変更

(変更前) 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、なお引き続き1年以内の休学期間の延長を願い出ることができる。

(変更案) 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、これを延長することができる。

(3) 施行期日

公布の日

令和4年3月市議会定例会 代表質問及び一般質問の概要

1 会 期 令和4年2月28日(月)~3月24日(木) ※代表質問···· 3月4日、7日

一般質問・・・・・ 3月7日、8日、10日、11日

2 概 要 2日間の代表質問においては4党から、4日間の一般質問においては、10人 の議員から質問があった。質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) 学校再編について

①富山市議会自由民主党(代表) 金厚 有豊 議員(3月4日)

(間) 学校再編計画の位置付けと、今後の再編の進め方について間う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答)人口減少と少子化の進行に伴い、本市の児童生徒数は減少の一途をたどり、今後の増加も見込めない中、複式学級が存在する学校をはじめ、約6割の市立小・中学校において小規模化が顕著となり、看過できない状況となってきている。こうしたことから、令和2年2月の総合教育会議において、将来の学校のあり方等について市長と教育委員会が意見交換を行い、学校再編に取り組む必要性を確認し、方向性を共有したところである。

その後、令和2年度には、本市の学校再編を進める上での基本的な考え方について富山市通学区域審議会に諮問し、答申を経て、「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定した。

これを受けて昨年8月には、「学校再編計画の考え方」を決定し、10月からは、この考え方に沿って選定した小・中学校27校の再編原案の妥当性について富山市通学区域審議会に諮問し、7回に及ぶ審議を経て、本年2月15日に答申をいただいた。

また、この通学区域審議会の委員は、自治振興連絡協議会やPTAの代表、学識経験者、学校関係者等15人で構成されているが、それぞれのお立場からいただいた様々なご意見のうち、審議会として留意してほしい事柄についても、答申と併せ附帯意見として取りまとめられたものである。

富山市立小・中学校再編計画は、こうした手順を踏み、2年にわたる審議会での議論 及び先般の答申の内容を尊重し策定したものである。

本市ではこれまで、学校の耐震化や普通教室等への空調整備、トイレの洋式化、さらには複式学級が存在する学校等小規模校の課題を少しでも解消するための学校間交流事業や、中学校における免許外指導の解消を目的に小学校と中学校の教員を兼務とするなど、教育環境や教育の質を高めるための取組みを総合的に進めてきた。

しかしながら、学校の小規模化に歯止めがかからない状況の中において、現状の教育 環境をそのまま維持し続けることは困難であると考えたことから、一連の学校再編の取 組みに着手したところである。

学校再編を進める上での最大の目的は、「子どもたちへの質の高い教育を提供し、その質を維持していくこと」であり、子どもたちがこれからの社会で生きていくために必

要な資質や能力を育む環境を実現することである。

このため、本市の学校再編計画は教育的観点に主眼をおくこととして、「適正規模の維持」、「教室の過不足」、「通学の負担」の3つの観点を骨格とし、加えて本市は、中山間地域や沿岸部までの広範な市域に、県内最大数の小学校65校、中学校26校を有しており、市全体を俯瞰し、一定の尺度をもって、地域ごとに学校規模の適正化を図ることが重要であると考えたことから、地域生活圏別に27の再編案を盛り込んで策定したものである。

この再編計画については、原案をお示しした段階から、様々な市民の方に高い関心を もって受け止められている。

今年度行った出前講座や、富山市通学区域審議会にも情報提供したパブリック・コメントなどにおいては、主に中山間地域からではあったが、「学校再編計画を策定することで、学校統合等が直ちに行われるのではないか」とのご心配があり、「学校が無くなると、過疎化が進み、地域が衰退する」といった主旨のご意見が多数寄せられたことは事実である。

また、地域から再編反対の署名や学校存続を希望する嘆願書の提出などもあった。

これまでも、市教育委員会においては、様々な機会を捉えて繰り返し申し上げてきたとおり、学校再編計画の策定をもって直ちに学校統合等を行うものではない。

あくまでも、「学校再編計画は議論を進めるためのたたき台」と位置付けているところであることから、この点についてはご理解をいただきたいと思う。

本年4月以降、地域に赴き、説明会を開催することとしており、学校再編のスタートラインに立ちたいと思う。

説明会では、少子化の進行を踏まえ、10年後15年後の子どもたちの教育環境を考え、市教育委員会の考えをしっかりとお伝えしながら、保護者や地域の皆様と共に議論を深めていきたいと考えている。

議論の過程において、これから保護者となる方の視点や将来の子どもたちにとって有用なアイディア、再編後における新しい形の地域と学校の関わり方など、多様なご意見をいただけることを期待している。

なお、保護者や地域の方の合意形成が図られたところについては、より質の高い教育の実現に向けて、柔軟な対応も検討しながら、一歩一歩進めていきたいと考えている。

- (問) 今後学校再編を進めながら本市の教育施策をどのように深化・発展させていくのか。 <学校再編推進課:教育長答弁>
- (答)近年、Society5.0時代の到来や、新型コロナウイルス感染症の拡大など社会の変化がより複雑で予測が困難な状況になっている。

本市の子どもたちを取り巻くこうした環境においては、例えば、スマートフォンやタブレットの普及に伴う情報モラルの低下、運動不足による体力の低下、心の悩みを抱える子どもたちの増加など新たな課題が生じつつあり、こうした課題にも向き合う必要が生じている。

これらのことに加えて、

・昭和40年から50年代にかけて建設した学校施設の老朽化に伴う外壁改修や屋上防水工事、設備更新などの増加

・富山県の教員採用倍率が低くなっていることから、教員となる人材確保に課題があり、 極めて厳しい状況となっていることに加え、経験が豊富な教員の大量退職による指導 力の低下や、多忙化を解消しどのように子どもたちと向き合う時間を増やすか といったことが課題となっている。

市教育委員会では、学校再編を推進することと併せて、これらの課題に対し、積極的 に向き合う必要があると考えている。

このことから、今回策定した学校再編計画の第1章に、「富山市が目指す今後の学校教育の方向性」として、これまで本市が進めてきた教育施策をさらに深化・発展させるとともに、新学習指導要領の着実な実施に基づく質の高い教育を行いつつ、社会情勢の変化による新たな課題を解決していくために4つの視点(ビジョン)を設定した。

具体的に申し上げますと、

- ・「発達段階を踏まえた、一貫性のある9年間の学びを充実させる小中連携教育」として、これまでの小・中連携教育に加え、再編案でも示しております「校舎併設型の小中連携教育」の実施や「義務教育学校の導入」など異なる学校形態による特色を生かした学校教育の推進
- ・「コミュニティ・スクール等地域に根差した学校づくり」として、地域全体で学校を 支援し、さらには学校再編後も地域とのつながりを維持・継続するため、「全ての小 ・中学校へのコミュニティ・スクールの展開」
- ・「学校の適正規模の確保と悩みを抱える子どもの居場所を用意する多様な学びの場の 提供」として、学校再編による学校規模の適正化を図るまでの期間に、小規模校に在 籍する子どもたちの学びを充実させるために、「異学年集団によるイエナプラン的学 習」などの実施や、「悩みを抱える子どもたちやその保護者のニーズに応じた学びを 提供するための新たな教育環境」についての調査研究
- ・「教員が生き生きと健康で働き、子どもたちと向き合う時間を確保するための教員の働き方改革」が大切であることから、主体的な学び研修をはじめとした新学習指導要領が求める授業改善を行うための「教職員研修の充実と精選」やスクールサポーター等教員サポート体制の充実

を掲げているところである。

この4つの視点を主軸として、学校再編を推進しながら多様な学びの場を確保していきたいと考えている。

私はこれまでも、「全ての小・中学校を適正規模とするといったことだけでは、これからの子どもたちが安心して学べる環境を整えたことにはならない」と申し上げており、子どもたちが学校や地域、家庭において、これからの社会で生きていくために必要な資質や能力を育むためには、学校再編による学校規模の適正化を図るだけではなく、学校教育全般を捉えた複合的な視点や施策が必要であると認識している。

こうしたことから、市教育委員会としては、本市の教育施策を深化・発展させるため、 学校再編と並行して、今後、保護者、これから保護者となる方、専門的な知識を有する 外部有識者などと新たに議論をする機会を設けるなど、全市的視野にも立った本市の教 育の全体像を構築していきたいと考えている。 (問) 今後どのような形で地域と対話しながら説明を行っていくのか。 再編後の学校に通わせる保護者世代の意見をどのように汲み取っていくのか。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 再編対象校としている複式学級が存在する小学校や全学年単学級の学校を含む小規模校にもよさがあることや、学校は地域に支えられ、校区というエリアにおいてコミュニティが醸成されてきた側面について認識しており、富山市通学区域審議会の審議におけるご意見のほか、パブリック・コメントにおいても、少人数での学習を希望する保護者のご意見も少なからず寄せられ、本市が学校再編計画に基づいて学校再編を進めるにあたって、保護者や地域の方から様々なご心配の声があることも十分承知している。

しかしながら、全国的に少子化に歯止めがかからない状況下において、本市の小・中学校が10年後、15年後も今以上に小規模化し、小学校における複式学級や、中学校における免許外指導がさらに増えていくことが、これからの子どもたちにとってよいことなのか、現在だけでなく将来をしっかりと見据えて検討することが大切であると考えている。

先ほども申し上げたが、学校再編計画の策定をもって直ちに学校統合等を行うものではない。

繰り返しになるが、10年後15年後の子どもたちの教育環境を考えると、今から保護者や地域の皆様との議論を行うことが必要不可欠であると考えている。

議員が先ほど極論を耳にすると申されていたが、保護者や地域の方には、将来を展望 した議論を始めたいという教育委員会の思いが、正確に、また十分に伝わっていないよ うである。

市教育委員会としては、こうした状況を真摯に受け止め、本年4月以降、まずは、本 市の学校再編に対する考え方を正確にお伝えするため、地域生活圏を基本に、学校再編 計画についての説明会を開催するとともに、その上で、再編対象となる複数の校区また は個別の校区へのご説明をしていきたいと考えている。

また、富山市PTA連絡協議会と連携を深め、保護者やこれから保護者となる方と個別に意見交換の場をもつことができないか検討するとともに、本定例会に当初予算として提案しております子育て世代を対象としたアンケート調査を行い、学校再編に関する賛否そのものを問うだけではなく、ニーズや課題をしっかりと把握していきたいと考えている。

説明会等においては、学校再編に関する率直なご意見のほか、学校教育に関することや、学校再編後の跡地の活用方法、先ほども申し上げた地域の衰退といったご懸念など、議論を進める中で様々なご意見があるものと想定しているところである。

地域やまちづくりといったことについては、当然ながら、考えていかなければならない大切な事柄ではあるが、先の12月市議会定例会において市長より答弁申し上げたとおり、あらゆる分野での課題を同時並行で議論を進めることは難しいと考えていることから、まずは、学校のあり方、そしてそれに密接に関連する事柄に限った形で議論を進めさせていただきたいと考えている。

その上で、学校再編・学校教育に関する事柄については市教育委員会にて承り、地域 やまちづくりに関する事柄については、全市的に対応すべき課題でもあることから、一 旦持ち帰らせていただき、市長部局と情報共有を図りながら、議論の熟度に応じて対応 していく必要があると考えている。

(問) 八尾地域や水橋地区のように統合に関する協議が円滑に進んだ要因を問う。 先行事例を参考に地域との合意形成を図ることが大切だが、見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) これまでも、本市においては、市内中心部をはじめ、各地域おいて学校再編を進めて きた。

近年、学校再編の合意形成が図られた事例としては、「八尾中学校と杉原中学校の統合」、「水橋地区5小学校及び2中学校の統合」があり、これらは地域から要望書が提出され、統合に向けた協議がスタートしたものである。

また、いずれも市教育委員会が地域に出向いた際に、統合に関する前向きなご意見を 伺ってから、自治振興会を中心に、1年程度で地域における合意形成がなされたもので あり、地域の方の真摯なご努力に深く敬意を表するものである。

この八尾地域や水橋地区における円滑な合意形成の要因としては、児童生徒数の減少による教育の質の低下を懸念された保護者や地域の方が、一早く声をあげ、将来の子どもたちの教育環境を整えていく必要性について真剣に考えられ、議論を尽くし、リーダーシップをもって多様な意見をまとめ上げられた結果ではないかと推察する。

合意形成がなされた後、実際に学校が整備され再編するまでに、例えば八尾地域では 平成25年の要望から本年4月の開校まで約8年、水橋地区では令和2年の要望から開 校の目標としております令和8年4月までは約6年かかるなど、今後の学校再編にもか なりの時間を要するものと考えられる。

八尾地域においては、八尾地域統合中学校建設推進協議会をはじめとした、生徒や保護者、地域からの、新たなスクールバスの対応や通学路の安全対策、校章・校歌の制定などの要望に対し、本市としましても可能な限り応えてきたところであり、後に続く水橋地区においても、自治振興会とPTAが主体となった学校統合推進委員会が発足し、鋭意協議を進められているところである。

学校再編には、まずは保護者やこれから保護者となる方、地域の方の円滑な合意形成が必要であると考えている。

そのためには、少子化の進行という時間軸をしっかりと意識し、今の子どもたちだけではなく、これから生まれて来る子どもたちの視点にも立ち、学校再編計画を「たたき台」として、保護者やこれから保護者となる方、地域の方と前向きな議論をしていくことが、合意形成に向けて何よりも重要ではないかと考えている。

②自由民主党(代表) 柞山 数男 議員(3月4日)

(間) 市民の声を真摯に受け止め、誠実な対応をすべきと考えるが、教育長の見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、富山市立小・中学校の再編原案を昨年10月15日に決定し、同日富山市通学区域審議会へ、その妥当性について諮問した。

諮問と併せて、市民の方の市政参画を促進し、より公正で透明な開かれた市政の推進を図るため、10月16日から11月15日の約1か月間パブリック・コメントを実施

するとともに、より広く、全市的な視野にも立った学校再編計画とするために、市議会 議員各位からもご意見をいただくこととしたものである。

この再編原案に関するパブリック・コメントは、富山市パブリック・コメント手続要綱に則り、電子メールや郵便、市役所等への持参だけではなく、市ホームページ上でも提出できるようにするなど、より気軽に幅広く意見の受付を行ったほか、報道機関等の関心も高く、大きく取り上げられたこともあり、延べ554件の意見の提出があった。

提出されましたご意見については、附属機関である富山市通学区域審議会の審議中であったことから、手続要綱に則り、審議会に対し、個人が特定されることが無いよう配慮したうえで、11月30日開催の第4回審議会において、全てのパブリック・コメントを情報提供した。

また、パブリック・コメントだけではなく、地域から要望や署名等の提出を受けていたことから、その概要についても審議会に報告したところであり、更には富山市PTA連絡協議会からいただいた資料を提供するなど、審議上の参考となる事項については積極的に情報提供に努めたところである。

審議会委員各位に、これらの資料にしっかりと目を通していただいた結果、議論の中において、複数の委員が、何度もパブリック・コメントの内容や要望書、署名活動などにふれられており、審議ごとに振り返りを行った際にもご意見が出されたりするなど、市民の声が委員各位に浸透し、議論が深まったことで、答申書のとりまとめにつながっているものと考えている。

例えば、通学時の負担軽減の議論において、委員から、「パブリック・コメントにスクールバスによる通学の負担が大きいとの意見が複数ある」とご指摘いただいた際には、市教育委員会ではこれを受ける形で、早朝、それぞれの地域へ赴き、実際にスクールバスに乗車して確認した状況を、次回の審議会の場において報告するなど、しっかりと丁寧に対応させていただいている。

こうしたことから、2月15日にいただいた答申において、保護者や地域への配慮の意見が附されており、審議会において、パブリック・コメント等でいただいたご意見をその答申に反映されたものと確信していることから、「審議会に諮ることなく答申に反映されなかった」という議員のご指摘には当たらないものと思っております。

いずれにしても、市教育委員会においては、先にいただいた答申の内容を最大限尊重し、学校再編計画を策定したものである。

なお、パブリック・コメント及びパブリック・コメントに関するご発言を含めた審議会の内容については、市ホームページにおいて公開しているところであり、先月28日に市議会議員各位にお配りした学校再編計画の122ページ「結びにかえて・未来に向けて」においても、「パブリック・コメントにおいて寄せられたニーズへの対応について検討する必要がある」として、計画に反映させたものである。

再編対象となった校区の関係者のご心中はいかばかりかと察するところであるが、少子化の現状と将来の子どもたちのことを鑑みると、学校再編は避けては通れない状況であることから、市教育委員会としては不断の努力をもって丁寧な説明をしていきたいと考えている。

本年4月以降の説明会において、いただいたご意見については、真摯に受け止めながら、議論の熟度に応じて適切に対応していきたいと考えている。

③公明党(代表) 佐藤 則寿 議員(3月7日)

(問) 学校の統合協議における、多様なニーズに対応できる説明会の運営と長期的な住民との 話し合いを継続する丁寧な取り組みについて、見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 市教育委員会では、本年4月以降、各地域に赴き、学校再編計画をたたき台として、本市の学校再編に対する考え方を正確にお伝えするために、保護者やこれから保護者となる方、地域の方などへの説明会を開催し、意見交換していきたいと考えている。

説明会では、少子化の進行を踏まえ、10年後15年後の子どもたちの教育環境について、市教育委員会の考えをしっかりとお伝えしながら、保護者や地域の皆様と共に議論を深めていきたいと考えている。

議論の過程においては、これから保護者となる方の視点や将来の子どもたちにとって 有用なアイディア、再編後における新しい形の地域と学校の関わり方など、多様なご意 見をいただけることを期待している。

また、学校再編や学校教育に関する事柄だけではなく、学校再編後の地域のあり様やこれからのまちづくりなどについて、様々なご意見があるものと想定している。

これらのことについては、全市的に対応すべき課題でもあることから、市長部局と情報共有し、連携を取りながら、議論の熟度に応じて対応していく必要があると考えている。

さらに、保護者やこれから保護者となる方の学校再編や学校教育に関する思いやニーズを把握するため、本定例会に当初予算として提案している子育て世代を対象としたアンケート調査を実施するとともに、保護者等を対象とした意見交換の場をもつことができないか検討していきたいと考えている。

学校再編計画の策定をもって直ちに学校統合等を行うものではないが、少子化がさらに進行すると見通せる中、10年後15年後の子どもたちの教育環境を考えると、今から議論を行うことが必要不可欠であると考えている。

市教育委員会としては、富山市通学区域審議会の答申にもあるとおり、子どもたちにとってよりよい教育環境をつくることを核として、保護者やこれから保護者となる方、地域のご理解を得られるよう不断の努力をもって丁寧な説明に努めていきたいと考えている。

④立憲民主市民の会(代表) 村石 篤 議員(3月7日)

(問) 再編計画が実施されると、「教員一人当たりの児童生徒数」が増加することとなり、子 ども一人一人への気配りが少なくなることから教育環境が現状維持とならないと考えるが、 教育長の見解を問う。

<学校教育課:教育長答弁>

(答) 再編計画の対象となる複式学級が存在する学校では、一人の担任が2年生と3年生、5年生と6年生など、二つの学年を受け持つため、毎日、翌日の2学年分の10時間から12時間の授業を行うための教材研究と授業準備を行っており、教員の負担は非常に

大きなものとなっている。

また、県教育委員会が定める小・中・義務教育学校教職員配置基準では、複式学級となる5学級以下の学校には、学級数分の教員しか配置されず、教務主任が担任を兼務しながら、本来の担当業務である教育課程や学校行事、教員研修等の計画、実施を進めなくてはならない状況となっている。

さらに、1学年1学級で児童・生徒数の少ない小規模校においては、一人一人の児童・生徒へのきめ細かな指導が行いやすいというよさがある一方で、学校全体の教員の配置数が少なくなり、一人の教員が複数の校務分掌を担当することとなり、多忙化の大きな一因となっている。

再編計画を進めることで、標準規模校となる学校では、こうしたデメリットを解消するだけではなく、教員にとっても

- ・1 校当たりに配置される教員の人数が増えることから、教員同士が切磋琢磨したり、 相談し合える機会が増えることで資質向上につながり、児童・生徒への指導が充実す る
- ・一人一人の教員の校務分掌を減らすことで、児童・生徒と向き合う時間が確保される
- ・担任以外の加配教員が配置されることで、少人数指導を行うことができる などの効果が考えられる。

市教育委員会としては、学校再編を進めることにより、小・中学校において、1つの 学年で複数の学級を編制できる適正規模・適正配置が可能となり、一定の教員配置数を 確保できるとともに、多忙化の解消を含めた教員の働き方改革にもつながることから、 結果的に教員が児童生徒と向き合う時間が増えるなどの教育環境の向上が図られるもの と考えている。

(問) 学校再編の基本方針における学級規模が、児童生徒の学力の改善や非認知能力の育成に つながるとは限らないと考えるが、教育長の見解を問う。

<学校教育課:教育長答弁>

(答)本市における望ましい学級数及び学級人数については、市教育委員会が富山市通学区域審議会からの答申を受け、令和2年11月に策定した「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」として示したものである。

まず学級数としては、小学校では12学級を下回ると、「全ての学年でクラス替えができない」、「同じ学年のクラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない」、中学校では9学級を下回ると「専門教科の教員が確保できず免許外指導が発生する」、「部活動の選択肢が少ない」といった課題が生じる。また、大規模校においては、「生活環境等が把握しにくく、一人ひとりに応じた指導が行いにくい」、「教員間の共通理解に時間を要する」といった課題が生じることから、学校教育法施行規則第41条及び第79条の規定も踏まえ、望ましい学級数として小学校 $12\sim18$ 学級、中学校 $9\sim18$ 学級としたところである。

次に、本市の学級人数の実態としては、1つの学年の在籍児童がゼロのため学級として成り立たない場合から、1学級40人の場合まで、学級人数には大きな幅がある。極端に学級人数が少なくなった場合、先にあげた小規模校の課題に加え、

・クラス内での男女比の偏りが生じやすい

- ・球技や合唱など集団活動の実施に制約が生じる
- ・人間関係が崩れた場合、修復に長時間要することがある

などの教育上の課題があることから、望ましい学級人数として1学級あたり少なくとも 21人以上としたところである。

さらに、今後、グローバル化の進展や急激な社会の変化に伴い、一層予測困難な時代を力強く生き抜く子どもたちには、自分とは異なる多様な価値観に触れて考えを見直したり、他者と意見がぶつかった時に粘り強く交渉し調整する力や、失敗をしても前を向いて挑戦し、仲間と協力しながらやり遂げる力などが必要となってくる。

これらの力を育むには、幼少期から仲間同士で切磋琢磨し合える環境が必要であり、 こうした視点からも、一定規模の学級数や学級人数を確保することが大切であると考え ている。

なお、学校・学級の適正規模についての調査研究は多くあるが、一定の評価は定まっていないと考えている。

このことから、市教育委員会としては、基本方針で定めた小・中学校の適正な学級数、 学級人数が、児童生徒の学力の改善の可能性のみならず、主体性や社会性等の非認知能 力の育成、教員の資質向上等の観点から妥当な数であると考えている。

- (問)子供たちの意見を聞く時期や方法について検討すべきと考えるが、教育長の見解を問う。 <学校再編推進課:教育長答弁>
- (答) これまで、本市では児童生徒の意見を把握するため、令和2年10月に実施した「児童生徒・教職員アンケート調査」において、市内の小学校6年生と中学校3年生合わせて2,257名に「望ましいと思う1学級あたりの人数」や「望ましいと思う1学年あたりの学級数」を調査している。

アンケート結果によると、「望ましいと思う1学級あたりの人数」は、小学校6年生では6割以上、中学校3年生では7割以上が「21人以上が望ましい」と回答している。また、「望ましいと思う1学年あたりの学級数」では、小学校6年生では8割以上、中学校3年生ではほとんどが「2学級以上が望ましい」と回答している。

この調査結果も踏まえて、市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針の「望ましい学校規模や学級人数」を定めたものであることから、市教育委員会としては、この基本方針に沿って策定した学校再編計画をたたき台として、また、富山市通学区域審議会の答申にもあるとおり、子どもたちのよりよい教育環境をつくることを核として説明し、まずは、子どもたちの学校生活の様子を一番身近で見聞きしている保護者や、これから保護者となる方などの意見をしっかりと伺っていきたいと考えている。

(問) 学校教育法施行規則第41条ただし書きを考慮したり、他都市の学校規模及び配置の適正化を参考にしたりしなかった理由について、教育長に問う。

大沢野や細入などの旧町村部の多くの学校は、現状の学級数や学校規模でもよいと考えるが、教育長の見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 文部科学省が平成30年度に実施した「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校 教育の充実策に関する実態調査」によると、統合した小学校のうち、統合前の小学校に おいては、複式学級が存在または全学年単学級となる6学級以下の小学校の割合は79%であったのに対し、統合後の小学校においては、35%と大きく減少した結果が報告されている。

全国の市町村には様々な事情があると思うが、子どもたちが少しでも多くの友人とふれ合い、切磋琢磨できる教育環境づくりが行われた結果であるものと推察している。

市教育委員会では、本市の基本方針や学校再編計画の策定にあたり、高岡市や広島県福山市などを視察するなど、県内外の他都市の学校再編の状況についても参考としていることに加え、これまでも、近隣の複式学級が存在する小学校間で交流事業を行っているほか、教員が小学校と中学校を兼務することや、学習補助員の配置など、小規模校の課題を可能な限り解消することに努めてきた。

一方、児童生徒数の減少により、学校の小規模化に歯止めがかからない状況において、 現状の教育環境をそのまま維持し続けることは困難であると考えている。

このことから、令和2年度に法令に定める学校規模を基本とした基本方針を策定した ところであり、まずはこの基本方針に基づいて望ましい学校規模となるよう学校再編を 進めていきたいと考えている。

なお、再編計画には、「富山市通学区域審議会やパブリック・コメントの意見の中には、少人数での学習を希望する子どもたちや保護者の意見も少なからず寄せられ、そうしたニーズへの対応を検討する必要があると考えています。」としており、学校教育法施行規則第41条ただし書きを考慮したものとなっている。

また、私は、これまでに、「全ての小・中学校を適正規模とするといったことだけでは、これからの子どもたちが安心して学べる環境を整えたことにはならない」と申し上げており、今後、地域に赴いた際に、保護者や、これから保護者となる方、地域の皆様方のご意見を伺いながら、学校教育全般を捉えた複合的な視点や施策についても検討していきたいと考えている。

(問) 児童生徒推計とクラス数について、20年先までとした理由を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 学校再編は、過去の事例にもあるとおり、合意形成がなされるまでには相当の期間を 要することが想定される。

また、10年後15年後の将来の子どもたちの教育環境を整えることを目的としており、保護者やこれから保護者となる方などのご理解を得ながら学校再編を進めるにあたっては、今生まれている子どもを基準とした精度が高い推計と併せて、10年後15年後を見据えた長期的な児童生徒数の推計もお示しすることが大切であると考えたことから、令和22年の推計値も加えたものである。

(間) 4月以降の保護者や地区住民への説明会について

統合前後での学校運営の違いについて、学力や非認知能力の視点から予測できる変化などを、具体的に説明すべきと考えるが、教育長の見解を問う。また、パブリック・コメントに対する回答を示してから開催すべきであると考えるが、教育長の見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答)まず、統合後における学校運営上の変化や効果としては、クラス替えができることで、

多様な考えや価値観をもつ仲間とふれ合う機会が増えたり、人間関係が改善されること や、学級あたりの人数が増えることでの男女比の偏りが少なくなること、サッカーや合 唱などの集団学習が成立することなどが想定されている。

また、統合後の学級数に見合った教職員数が配置されることで、中学校における免許 外指導の解消や、校務が効率化されるといったことなども、統合による変化や効果とし て考えられるところである。

一方、学力や非認知能力に対する変化については、国立教育政策研究所の調査報告書 だけではなく、様々な研究がなされているところではある。

学力や非認知能力は、学級人数だけではなく、学年学級数や教員の資質能力、子どもたち自身がおかれている状況などによっても左右されると考えられることから、一概に申し上げることはできないが、保護者や地域の方に対し、こうした学力や非認知能力の育成について、必要な教育環境のあり方等に関する様々な研究や知見をお示ししながら、共に議論を深めていきたいと考えている。

次に、パブリック・コメントについては、これまで富山市通学区域審議会に対し、審議の参考としていただくために、個人が特定されないようにしたうえで、全て情報提供しており、委員からもパブリック・コメントをもとにした発言がなされ、審議会の答申に十分反映されているものと認識している。

市教育委員会が実施したパブリック・コメントに対する回答につきましては、先月 28日に、学校再編計画の公開と併せて、本市ホームページにおいて公開している。

(間) 4月以降の保護者や地区住民への説明会について

学校規模の適正化を図る上での課題や懸念に配慮して実施すべきと考えるが、見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答)本年4月以降、本市の学校再編に対する考え方を正確にお伝えするため、まずは地域 生活圏を基本に、学校再編計画についての説明会を開催していきたいと考えている。

また、学校再編を進めることへのご心配の声があることは十分承知しているが、学校 再編の最大の目的は、「子どもたちへの質の高い教育を提供し、それを維持していくこ と」であり、説明会においては、まずは学校のあり方や通学方法に加え、健全育成など の学校と密接に関連する事柄に限った形で議論を進めさせていただきたいと考えている。

その上で、地域やまちづくりに関する事柄については、全市的に対応すべき課題でも あることから、一旦持ち帰らせていただき、市長部局と情報共有を図りながら、議論の 熟度に応じて対応していく必要があると考えている。

⑤自由民主党 藤田 克樹 議員(3月8日)

(問) 再編について、平成27年3月の教育長答弁から、方向性が変わった経緯を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 平成27年3月定例会において、当時の麻畠教育長が「各学校で小規模校のよさを生かした適切な教育が行われるように指導・支援してまいりたい」とお答えしたとおり、これまで、複式学級が存在する小学校における学校間交流や学習補助員の配置、さらに

は教員が小学校と中学校を兼務するなど、小規模校のよさを生かした教育が行われるよう最大限支援をしており、今後もできうる限り継続して取り組んでいきたいと考えている。

併せて、「学校再編を検討する際には、その学校の歴史や伝統、さらには地域や保護者の方々のご意見も踏まえ、長い時間をかけて議論を重ねていく過程が重要である」とお答えしたとおり、学校再編は保護者やこれから保護者となる方、地域の皆様の理解を得ながら進めるものであり、そのためには相当の期間を要すると想定していることから、市教育委員会としては、当時の認識と変わっていないものと考えている。

なお、平成27年3月から7年が経過し、当時複式学級がある小学校は5校であったが、今年度は10校と2倍に増えている。また、1つの学年の在籍児童が0人となっている小学校もあり、この7年間で学校規模等の状況は大きく変化している。

確実に児童生徒数の減少は進行しており、10年後15年後の子どもたちの教育環境を今から議論し、学校再編を進めることは避けて通れないものと考えている。

(問) 学校規模の適正化に向けた機運の高まりについて、どのように認識しているのか。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答)学校再編計画は、保護者やこれから保護者となる方、地域と議論を進めるためのたたき台として位置付けているところであることから、まずは本年4月以降に説明会を開催し、意見交換していきたいと考えている。

近年の八尾地域や水橋地区における統合に関する合意形成の例にもあるように、今後の各地域における説明会などで、将来の子どもたちの教育環境を整えていく必要性について真剣に考えられ、保護者の方などから学校再編に前向きな声をいただくようになった時点が、機運の高まりと捉えている。

市教育委員会としては、こうした思いが集約され、学校再編の合意形成がなされた場合には、必要な支援を行っていきたいと考えている。

- (問)なぜ、広い市域の富山市において、一律に標準規模を、適正規模とすることとしたのか。 <学校再編推進課:事務局長答弁>
- (答)本市の基本方針においては、「児童生徒が集団の中で多様な考え方にふれ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や判断力、問題解決能力等を育み、さらには主体性や探究する力、規範意識等を身につけることが大切であるとしたうえで、経験年数などバランスのとれた教職員がチームを組んで児童生徒に関わること、教科の免許を有する教員が授業するといった、より質の高い環境で教育を行うことが重要である」としている。

このことは、基本的には、市内のいずれの学校においても求められている教育環境であることから、市教育委員会としては、市全体を俯瞰し、一定の尺度として、望ましい学校規模を小学校で $12\sim18$ 学級、中学校で $9\sim18$ 学級とし、学校規模の適正化を進めることとしたものである。

(問) 今後、中山間地等にそれぞれの特性を踏まえた規模を設定する考えはあるか。

<学校再編推進課:教育長答弁>

- (答) 一定の基準を設けてきたが、今後、地域に入り保護者、これから保護者となる方、地域の皆様と議論を重ね、その地域の特性ということで必要があれば持ち帰って計画の見直しもある。市域全体を見渡して全体の教育環境、例えば専門の教科の免許を持つ先生から指導を受けられないといったことが存在することは、教育委員会では好ましくないと考えていることから、市域全体を俯瞰した基準を設けたものであり、今後説明に入り議論を進めながら、教育委員会の考えをお伝えし、ご理解いただく、あるいは必要な対応を行っていくなど、柔軟な対応をするということについては、これまでも申し上げてきたとおりである。
- (問) 小規模特認校については、一律に標準規模を適正規模とすべきではないと考えるが、見解を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答) 市内のいずれの学校においても、より良質な環境で教育を行うことが重要であり、そのためには、基本的には適正規模の環境が望ましいものと考えている。

一方、これまで「全ての小・中学校を適正規模とするといったことだけでは、これからの子どもたちが安心して学べる環境を整えたことにはならない」と申し上げており、小規模特認校のあり方についても、学校教育全般の複合的な視点や施策と併せて検討していきたいと考えている。

(問)望ましい学校規模についても、富山市通学区域審議会に諮問すべきだったと考えるが、 見解を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

- (答)本市の基本方針の策定にあたり、望ましい学校規模について、令和2年10月12日 に富山市通学区域審議会へ諮問し、同年11月12日に審議会から答申をいただいてい るところである。
- (問) 大規模校を再編対象から除外した理由について問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

- (答) 大規模校の適正化については、本市の基本方針を策定する過程で検討を行っており、まずは、今後も少子化の傾向が続くことを踏まえ、将来の児童生徒数の推移を見極めつつ、さらに加配教員を活用し、きめ細かな少人数指導を行うなど工夫することで、大規模校における課題の解決を図ることが可能であることから、基本方針で定める早期に適正化を検討する学校規模としなかったものである。
- (問) 旧町村の代表や高等学校校長会会長、小学校校長会会長を富山市通学区域審議会の委員 に選任しなかった理由を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答) 富山市通学区域審議会は、条例に基づいた学識経験者9名、PTA代表者4名、小学校長会及び中学校長会代表2名の計15名の委員で構成されている。

このうち、学識経験者9名の内訳としては、教育行政や幼児保育、生涯学習、財政学 といった様々な分野の大学教員4名、地域代表として自治振興会から2名、商工会議所 及び青年会議所から2名、教育関係者として高等学校校長1名となっている。

審議会の所掌事項について、専門的な知識や幅広い経験を活かして審議に臨んでいただくことが重要であることから、大学教員や自治振興会長、高等学校校長を含む様々な方に委嘱したものである。

その上で、地域の代表者として富山市自治振興連絡協議会から、また、校長会代表として各校長会から、それぞれ推薦していただいており、その結果、地域の代表者は旧市内から1名、旧町村から1名という構成となっている。

このほか、市PTA連絡協議会から推薦していただいたPTA代表は、旧市内が2名、旧町村から2名で構成されており、バランスの取れた形となっていると考えている。

なお、委員のうち、高等学校校長につては、中学校長を歴任しておられるなど、その 経歴を鑑み、委嘱したものである。

(間) 再編対象校の児童の通学時間は、どのように測定したのか。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、パブリック・コメントのご意見でいただいたこともあり、山田地域・細入地域だけではなく、各地域のスクールバスに実際に乗車し、乗車時間を調査してきた。

このうち、通学区域審議会委員より、降雪時に自宅からバス停まで調査してほしいと のご指摘をいただいたことから、本年1月に細入地域において調査した。

その結果、校区内における自宅からスクールバスのバス停まで一番遠い児童は、小学校5年生であるが、およそ400メートルあり、学校再編推進課職員が歩いたところ、自宅から徒歩で6分ほどかかっている。

この児童に関しては、実際には安全安心な通学をするために、保護者の方がバス停まで送迎されておられる。

また、今走っているスクールバスを想定し、実際に乗車したところ、当該バス停から 神通碧小学校までの乗車時間は約10分であった。

(問) 今後、生活区域をまたぐ通学において、自宅から学校までの通学時間の詳細な調査を行う予定はあるのか。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

- (答) これから4月以降、地域に入り、さらなるご意見や議論があれば、当然もう一度検証する場を設けたいと考えている。
- (問) 乗車距離や乗車時間が増えることで、どのような負担が増加すると想定しているのか。 <学校再編推進課:事務局長答弁>
- (答) 既にスクールバスで通学している児童生徒について、先の事例にあてはめ、再編先学校への登下校時刻が変わらないと仮定した場合、乗車時間が往復概ね20分程度増加し、それに伴い、自宅を出発する時刻が概ね10分程度早く、また、帰宅時刻が10分程度遅くなることが想定される。

このことから、他の地域についても、スクールバスに関連したものについては、今後 実態の調査をする必要があると考えている。

- (問) 答申に附された附帯意見と審議会での委員の発言について、どの程度斟酌するのか。 <学校再編推進課:事務局長答弁>
- (答)審議会において、複数の委員から、何度もパブリック・コメントの内容や要望書、署名活動などにふれられているほか、審議ごとに振り返りを行った際にも、パブリック・コメントの内容等に関するご意見が出されたことで、市民の声が委員各位に浸透し、議論が深まったことで、答申や附帯意見につながっているものと確信しており、このことを最大限尊重し、学校再編計画を策定したものである。

市教育委員会としては、富山市通学区域審議会の答申にもあるとおり、子どもたちに とってよりよい教育環境をつくることを核として、まずは、保護者やこれから保護者と なる方、地域のご理解を得られるよう不断の努力をもって丁寧な説明を行うとともに、 ご意見に対しては真摯に耳を傾けていきたいと考えている。

(問) パブリック・コメントについてまとめた資料には反対意見が記載されていないが、理由 を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答) パブリック・コメントについては、様々な立場の方々から広くご意見をいただいており、富山市通学区域審議会の審議上の参考としていただくため、個人が特定されることが無いよう配慮したうえで、意見の概要とともに全てのパブリック・コメントを審議会に情報提供したものである。

また、審議にあたっては、公平性を保つ必要があり、意見の概要等を提供する際に、 市の考え方を示すことや、学校再編に対する賛否で意見を分類することは、委員が先入 観にとらわれる懸念があると考えたことから、差し控えさせていただいたものである。

- (問) どのような意図でパブリック・コメントを実施し、今後どのように生かしていくのか。 <学校再編推進課:事務局長答弁>
- (答) 市教育委員会では、富山市立小・中学校の再編原案を昨年10月15日に決定し、同日富山市通学区域審議会へ、その妥当性について諮問した。

諮問と併せて、市民の方の市政参画を促進し、より公正で透明な開かれた市政の推進を図り、幅広いご意見を得るため、パブリック・コメントを実施し、いただいたご意見を参考に、学校再編計画を策定したものである。

なお、先月28日に、学校再編計画の公開と併せて、本市ホームページにおいて、類似するご意見をまとめた上で、その意見に対する本市の考え方を記載した回答を公開している。

(問) 過疎化の進行を抑えるためには、子どもを産み育てやすい環境が必要と考えるが、教育 的見地からの見解を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答)全国において人口減少と少子化が急速に進んでおり、加えて、コロナ禍により、出生数が更に減少してきている状況にあって、特に地方の過疎化は、深刻な状況にあると言える。

本市の中山間地域における過疎化は、昭和40年代から始まり、小・中学校の再編対象となっている山田地域、細入地域の人口の推移を例に挙げると、国勢調査ベースで1960年に山田地域で3,093人、細入地域で3,448人であった人口が、20年後の1980年には山田地域で2,188人、細入地域で2,679人、40年後の2000年に山田地域で2,037人、細入地域で1,923人と、40年間で山田地域では約34%、細入地域では約44%減少している。

また、児童生徒数については、1965年と2000年を比較すると、山田地域、細入地域と もに35年間で6割以上減少している。

両地域には、この間、小・中学校が存続してきたところであり、学校の存続が過疎化をどの程度抑制しているかは明確には判断できないが、地域の人口減少以上に児童生徒数の減少率が高いことは事実である。

今後、中山間地域に限らず、全市的に少子化が進行することから、市教育委員会としては、まずは将来の子どもたちの教育環境を整えることを第一に、学校再編による学校 規模の適正化を図っていきたいと思っている。

その上で、学校再編には相当の期間を要するものと想定していることから、学校再編計画と併せてお示ししたビジョンにもあるとおり、小規模校に在籍する子どもたちの学びを充実させる取組みを進めていきたいと考えている。

(問) 中学校から先行的に統合した場合、山田地域の小学校と中学校が併設しているメリット を無くすことになると考えるが見解を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答) 富山市通学区域審議会の答申において、大沢野・細入地域及び八尾・山田地域の再編について、発達段階を考慮して中学校を先に統合できるよう検討されたいとの意見が添えられたところである。

現在の両中学校の状況は、併設型の校舎を生かし、教員が小学校と中学校を兼務し、 免許外指導の一部解消を図ることや、小・中合同学習による交流を行い多様な仲間とふ れあうなど、小規模校の課題を少しでも解消するよう努めているところである。

一方で、生徒数の減少により、ある学年においては男子が8名、女子が1名と、男女比の偏りが生じているほか、学級人数が少ないことで人間関係が固定化しやすくなること、さらには部活動の種類が限られているなどの課題があることから、学校再編計画を策定したものである。

繰り返しになりますが、市教育委員会としては、今後、当該地域の保護者やこれから 保護者となる方、地域の方々と4月以降に議論をスタートすることとしていることから、 地域に対し子どもたちがおかれている現状や課題、そして、現在取り組んでいることも お示ししながら、学校再編にご理解を得られるよう丁寧に説明し、附帯意見を踏まえ、 議論を進めていきたいと考えている。

(問) 地元が明確な反対をした場合はどうするのか、教育長の見解を問う。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答) 市教育委員会においては、学校再編計画の策定をもって直ちに学校統合等を行うものではない。

あくまでも、「学校再編計画は議論を進めるためのたたき台」と位置付けているところであることから、まずは、本年4月以降、地域に赴き、説明会を開催し、学校再編のスタートラインに立ちたいと考えている。

説明会では、少子化の進行が続く状況においても、10年後15年後の子どもたちの教育環境を見据え、市教育委員会の考えをしっかりとお伝えし、保護者の方や地域の皆様のご意見を伺い、建設的な対話を重ね、多少の時間を要したとしても皆様のご理解を得ながら、学校再編を着実に進めていきたいと考えている。

明確な反対のご意見については、地域の皆様、あるいは保護者の方が、100%賛成、 反対ということはなかなか難しいと思っている。その中で、お互いに納得できる納得解 をどう見出していくかが重要であると考えている。

(問) 地域の活性化を目指して中山間地の持続的な発展のために、こうした学校にも現在のいい環境に向けて取り組んでいただけるか、市長の見解を問う。

<学校再編推進課:市長答弁>

(答) 先月24日に開催した、令和3年度第2回総合教育会議において、「富山市立小・中学校再編計画」を議題に、教育委員会と意見交換を行った。

教育委員会においては、この再編計画の策定にあたっては、富山市通学区域審議会からの答申を尊重されているとのことであった。昨年10月より審議していただいた富山市通学区域審議会の中村会長をはじめ、審議会の委員各位におかれては、答申に至るまでに大変なご苦労があったものと拝察する。

審議会はこの答申において、スクールバスを運行するなど通学時の負担軽減や、保護者の方や地域などに丁寧に説明し、意見を聞くことなどを附帯意見とされたところであり、私も同様の認識を日頃から持っており、また、附帯意見は非常に重要なものであると認識している。

また、総合教育会議においては、教育委員の方々から、「保護者や地域の皆さんとの 綿密なコミュニケーションが必要となってくる」といったことや、「話し合いや説明を 重ねて納得のいく形となるように」などのご意見をいただいた。

私も、学校再編計画をたたき台として、様々な意見を出し合うことが大切であると申し上げたところである。

学校再編を進める上での最大の目的は、「子どもたちへの質の高い教育を提供し、その質を維持していくこと」であり、全国的に少子化に歯止めがかからない状況下においては、現在だけでなく将来をしっかりと見据え、10年後、15年後の地域と学校のあり様が今のままでよいのかということを、意見を出し合い、真剣に考える時期に、今、来ていると思っている。

教育委員会は学校再編と併せて、子どもたちのために教育の質の向上を図るため、これまでの教育施策を深化・発展させるビジョンを計画の中に示したところであり、私としても、しっかりと支援していきたいと考えている。

また、本年4月以降、教育委員会が地域に説明に入らせていただくので、保護者や地域の皆さんと十分に議論し、教育委員会だけでは対応ができないことについては、市長部局も一緒に考え、取り組んでいきたいと考えている。議論はこれからであり、保護者や地域の皆さんには、積極的に、将来を見据えた前向きな話し合いをしていただきたい

と期待するものである。

なお、議員におかれては、今の小規模校の現状をご理解いただき、未来志向のもと保護者や地域の皆さんと一緒に考え、前向きな意見や将来のより良い教育環境のアイディア等を汲み取り、学校再編を支援していただけることを切に願うところである。

⑥日本共産党 吉田 修 議員(3月10日)

(問) 小規模特認校について、通学区域審議会では議論すべきことではないとのことであった が、教育委員会として今後どのようにしていくのか。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

- (答) 小規模特認校については、学校再編計画に示した「本市の教育施策を深化・発展させるビジョン」を踏まえ、これからの子どもたちが安心して学べる環境を整えるために、そのあり方を含めた学校教育全般における複合的な視点や施策について、今後、専門的な知識を有する外部有識者や保護者、これから保護者となる方、地域の方などと議論をしていく中で、そのあり方についても、学校再編と併せて検討していきたいと考えている。
- (問)教育長は、令和4年1月31日の通学区域審議会で、「学校再編には期限を設けず新たな案があれば検討する。計画内容の変更もありうる。」と述べたが、その姿勢に変わりはないか。

<学校再編推進課:教育長答弁>

(答)学校再編計画の策定をもって直ちに学校統合等を行うものではないし、いつまでにど ことどこを統合するといった、明確な期限を設けた訳ではない。

しかしながら、地域との再編協議が長期間停滞した場合は、結果として子どもたちの 教育環境が改善されないことにつながり、子どもたちや保護者、地域にとっても決して よいことではないと考えている。

従って、具体的な期限は設けていないが、いたずらに時間だけが経過することは避けなければならないと考えている。

あくまでも、「学校再編計画は議論を進めるためのたたき台」と位置付けているところであることから、本年4月以降、地域に赴き、説明会を開催する中で、真摯に保護者や地域の声に耳を傾け、子どもたちの教育環境を考えた建設的な意見があった場合には、一旦持ち帰り、計画の見直しも含めて今後検討していきたいと考えている。

- (問)議論の中身によっては、再編計画の変更もありうるのか再確認したいが、それでよいか。 <学校再編推進課:教育長答弁>
- (答) 地域に入って説明を行い、お互いに意見交換する中で、建設的な意見があった場合や子どもたちにとってよりよい教育環境になると考えられた場合には、一旦持ち帰りながら再検討し、計画の変更も場合によってはありうると思っている。
- (問) 市長が令和4年2月24日の総合教育会議終了後に「期限を設けるのは大切。長い間同じ議論をし続けていても地域の衰退につながる。」と述べたことは、教育長の姿勢と異な

るが、市長の真意を問う。

<学校再編推進課:市長答弁>

(答)学校再編計画はあくまでも「保護者や地域と議論を進めるためのたたき台」であり、 明確に期限を設けた訳ではなく、その策定をもって直ちに学校統合等を行うものではな いと伺っている。

しかしながら、今ほど教育長が申し上げたとおり、地域との再編協議が長期間停滞した場合は、結果として子どもたちの教育環境が改善されないことにつながり、子どもたちや保護者、地域にとっても決してよいことではないと考えている。

また、先日の総合教育会議終了後における発言の真意は、「学校の存続と地域の衰退を結び付け、このことに固執するあまり、学校再編の議論が前に進まず、いたずらに時が経過してしまうと、さらに人口減少と少子化が進み、気が付いた時には今以上に地域が衰退しています」ということを申し上げたものである。

地域で円滑な合意形成がなされ、この4月に開校を迎える新八尾中学校は要望から開校まで約8年、水橋地区で進めている統合校は要望から開校の目標としている令和8年4月まで約6年かかるなど、今後の学校再編も順調に進んだとしても、かなりの時間を要するものと想定されるので、来年度、地域への説明ののち、いずれかの段階で、推計値の見直しを行う時期となる5年10年15年といった区切りで、ある程度の目安を持つ必要もあると考えている。

今後、総合教育会議の場において、このことも含め、私の考えを伝え、意見交換していきたいと考えている。

(問) 地域の衰退につながるのは、議論を長引かせることではなく、地域から学校をなくすことではないかと考えるが、市長の見解を問う。

<学校再編推進課:市長答弁>

(答) これまで本市で行われた学校統合については、統合前の校区の全てにおいて、地区センターや公民館を存続させるなど、行政として地域を支援してきた。

加えて、自治振興会など地域の皆様により、地域活動が連綿と続けられているところである。

地域の衰退は、主に人口減少、少子・超高齢社会の到来及び首都圏への一極集中によるものであると考えている。

学校再編は子どもたちの教育環境を整えることを目的としていることから、「地域から学校をなくすことが地域の衰退につながる」との議員のご指摘は、学校再編の議論とかけ離れたものであり、問題の根本を見失うことになる懸念がある。

繰り返しになるが、学校の存続と地域の衰退を結び付けて考えるのではなく、地域を 今後どのようにしていくのか、地域の皆さんと行政が一緒に考えていくことが大切であ る。

このことからも、学校再編については、将来の子どもたちの教育環境に重きを置いて、 前向きに議論いただくことを切に願うものである。

(2) 教育における I C T の活用について

①公明党(代表) 佐藤 則寿 議員(3月7日)

(問) 不登校児童生徒に対する一人1台端末を使ったオンライン授業等の取り組みについて、 見解を問う。

<教育センター:教育長答弁>

(答)本市においては、様々な理由により、不登校となる児童生徒が年々増加している。

これまで各学校において、不登校児童生徒に対しては、担任が中心となって家庭訪問を行い、学習プリントやドリル等を使った学習支援はもとより、学級の様子や子どもの関心が高い話題で会話を楽しむなど、人間関係づくりに努めてきた。

加えて今年度は、一人1台端末が配付されたことに伴い、それを活用しての学習等の 支援も行っており、その具体例としては、

- ・担任がオンラインで児童生徒の顔を見ながら健康状態を把握したり、学校からの伝達 を行うなどして、コミュニケーションを図る
- ・担任やカウンセリング指導員がチャットの機能を生かし、児童生徒と連絡を取り合う
- ・教員が端末上の掲示板に提示した課題に、児童生徒が取り組み、クラウド上で提出し、 教員が確認する
- ・インターネットに接続して自分のペースで取り組むことができるクラウド型教材を活用し、ドリル形式の問題を自ら選択して学習する

等が挙げられる。

また、登校しても教室に入れず、相談室等で学習している児童生徒に対して、自分の クラスの授業や学年集会等の様子を、オンラインで配信している学校もある。

一方で、授業は本来、児童生徒と先生、児童生徒同士が顔を寄せ合い、対面での活動を通して考えを深めていくことが基本であると考えており、不登校児童生徒に向けてオンラインの授業配信が常態化することは、場合によっては学校への行きづらさを助長してしまうことも懸念されるため、現在はオンラインでの授業配信を推奨していない。

今後、市教育委員会としては、不登校児童生徒へのオンラインによる授業配信について、国や他都市の動向を注視し、情報の収集に努めていきたいと考えている。

②自由民主党 藤田 克樹 議員(3月8日)

(問) 小規模校で I C T をどのように利活用しているのか。

<教育センター:事務局長答弁>

(答)本市においては、本年度、全児童生徒に一人1台端末が配備され、各学校においては、 日々の授業や家庭学習等、様々な場面での活用が進んでいる。

中でも、複式学級が存在する学校や、全学年が単学級である学校等、小規模校においては、ICTの特徴である、「離れた場所でも多人数の児童生徒と双方向の交流ができる」、「多様な考えや価値観をリアルタイムで共有できる」などの機能を生かし、小規模が抱える課題の軽減に取り組んでいる。

小規模校における効果的な活用例としては、

・国語の短歌の授業において、本市が導入した端末の特徴である同時編集機能を活用し、 自校の児童生徒だけでなく、他校の児童生徒などと交流することで、自分とは異なる解 釈に触れ、それを基にして自分の考えをさらに深めることができた

・同じ中学校区にある小規模小学校同士が、中学校入学に備えて、オンラインで事前に 交流し、自己紹介をしたり、中学校への思いを語り合ったりすることで、顔を知ってい る友達が増え、入学への不安が軽減できた

などが挙げられます。

(問) ICTを活用すれば小規模校のデメリットを最小化できると考えるが、市教育委員会の 見解を問う。

<教育センター:事務局長答弁>

(答) オンラインでの交流を行うなど、ICTを効果的に活用することで、小規模校の課題を一定程度軽減し、児童生徒の様々な活動を補完することができると考えている。

一方で、授業をはじめとする学校における教育活動、特に心身の成長期にある小・中学生にとっては、互いに顔を寄せ合い、対面での活動を通して考えを深めたり、一つの目標に向かって学校行事等に取り組む中で、主体性やコミュニケーション能力等を育むことが非常に大切だと考えている。

市教育委員会としては、小規模校の課題である、

- 全ての学年でのクラス替えができない
- ・学習指導要領に定められている球技や合 唱など、集団活動に制約が生じる
- ・男女の偏りが大きいなど、多様な人間関係を築きにくい
- ・中学校では専門教科の教員が確保できない

などは、ICTの活用だけでは解決できない課題であることから、この時期の子どもたちにとっては、一定程度の集団の中での学びが必要不可欠であると考えている。

(問) 富山市版スマートシティと同様に、ICTを活用することで、小規模校の維持を目指すべきと考えるが市長の見解を問う。

<学校再編推進課:市長答弁>

(答)まず、教育の内容については、教育委員会の専権事項であるが、私見ながらお答えさせていただく。

ICTの活用をもって小規模校の維持を目指すべきとのご提案であるが、わが国の義務教育の目的は、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が一定規模の集団の中で社会性を身につけさせることである。

学校生活は、児童生徒が教員と共に学び、語らい、体験するフェイス・トゥ・フェイスの授業が基本であることから、タブレット端末の使用はあくまでも通常の授業を補完する、いわば「文房具」として捉えており、このことは、市教育委員会がこれまでも基本スタンスとしてお答え申し上げてきたところであるし、私も全くそのとおりだと思っている。

私が目指す富山市版スマートシティ政策の根底にあるものは、フェイス・トゥ・フェイスの市政運営であり、このことは、市政を委ねられた者として揺らぎないものであり、教育委員会においても、ICT教育やプログラミング教育の重要性は、十分認識し、この新たな分野の教育に全力をあげて取り組んでいるものと認識している。

一方、義務教育段階においては、まずは、教員が児童生徒としっかり向き合って質の

高い教育を提供することに尽きるものと考えている。

(問)中山間地域においては、ICTを活用することで、適正規模化ではなく、小規模校のメリットの最大化とデメリットの最小化について協議し、取り組むことを最優先事項に変更すべきと考えるが見解を問う。

<学校再編推進課:事務局長答弁>

(答)教員が小学校と中学校を兼務し、免許外指導の解消を図ることや、小・中合同学習による交流を行い多様な仲間とふれあうなど、小規模校の課題を少しでも解消するよう努めているところである。また、ICTの活用については、あくまでも授業を補完するものであり、子どもたちと教員が共に学び、語らい、体験するフェイス・トウ・フェイスの授業が基本であると認識している。

小規模校のよさとして、教員の目が行き届きやすく、きめ細かな指導ができることなどが考えられる一方で、男女比の偏りや、人間関係が固定化しやすいといった課題もあげられる。

市教育委員会では、学校再編により学校規模の適正化を図ることとしており、先月策定したばかりの学校再編計画の方向性を見直す考えはない。

(3) 教員の心のケアや働き方改革等について

①公明党(代表) 佐藤 則寿 議員(3月7日)

(問) 本市のわいせつ教員根絶への取り組みについて問う。

<学校教育課:教育長答弁>

(答) 言うまでもなく、わいせつ行為は、児童・生徒の心を深く傷つけ、大人への不信感を 抱かせることはもとより、保護者や地域社会の学校教育に対する信頼や期待を大きく損な うこととなるなど、児童・生徒を守り育てる立場にある教育公務員として、決してあって はならないものであると考えている。

市教育委員会としては、このように教育への信頼や期待を根底から覆すことになる わいせつ行為を防止するためには、教職員一人一人が、自らの使命と職責の重さを常に 自覚し続けることが何より大切であると考えており、年度当初の校園長会や他県におい て事案が発生した際などの機会をとらえて、所属職員には、高い倫理観と強い使命感を もつよう、常日ごろより、指導するよう伝えているところである。

また、初任教頭研修会、ミドルリーダー研修会等の教員研修においては、具体的なわいせつ事案を基にした演習を行い、児童・生徒及び同僚等へのわいせつ行為の未然防止、早期発見、被害児童・生徒の保護支援等について研修を進めているところである。

しかしながら、万が一こうした事案が発生した場合は、調査を徹底して行い、懲戒権をもつ県教育委員会に報告したのち、県の処分の内容に基づいて、厳正に対処することとしている。

今後の取り組みとしては、これまでの校園長会等での指導や、教員研修に加えて、毎年、本市の全教員に配付している「富山市学校教育指導方針」の令和4年度版に設ける「学校内外におけるハラスメントの防止」のページにおいて、児童・生徒の身体に不必要に接触することや相手を不快にさせる性的な言動等の禁止行為を明文化し、教職員等

による児童・生徒へのわいせつ行為の根絶に向けて、周知、啓発を強く進めていきたい と考えている。

②富山市議会自由民主党 田辺 裕三 議員(3月8日)

(問) 教員の精神的な心のケアを解決するための対応について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の小・中学校においては、教員の心の健康づくりを推進するために、管理職が所属 教員との面談を定期的に実施し、日頃の悩みや不安等について相談にのったり、サポート 体制を整えるなど、風通しのよい職場づくりに努めている。

市教育委員会においては、教員の精神的な心のケアの一環として、従来より労働安全衛生法に基づきストレスチェックを実施し、高ストレス者として判定され、医師との面接を希望する教員に対しては、迅速に面接を実施しているところである。

このストレスチェックは個々の教員が自身のストレス状況を知ることでセルフケアにつなげるとともに、管理職が職場単位などのストレス状況を把握することで職場全体のメンタルへルスケアに資するものである。

また、教員の超過勤務に関しては、校園長会等で、月45時間、年360時間以内となるよう繰り返し、指導をお願いしているところではあるが、それでも月80時間の時間外在校等時間を超える、長時間労働の教員に対しても、希望者は医師による面接指導を受けることができるようになっている。

さらに、市教育センターの教育相談事業では、「先生のための相談会」を開催し、子どもとのかかわり方や教員自身の職場や家庭での人間関係、職務内容等について、悩みや不安を抱える教員に対し、臨床心理士から専門的な助言を行うことで、心の負担軽減に努めている。

加えて、全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者からの相談は もとより、教員の悩みへの相談にも応じたり、市教育委員会にパワハラ相談窓口を設置し、 教員からの相談にも対応している。

市教育委員会としては、今後とも、こうした取り組みを通して、教員の心のケアに努めていきたいと考えている。

(問) スクールロイヤー制度の活用と課題について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市においては、これまでも学校で起こるいじめや不登校の問題、保護者対応等の中でも、その対応が複雑化・長期化するおそれのある事案に対しては、弁護士である市の法務指導監と連携を図り、学校や教育委員会が法的な視点に基づいた対応ができるよう支援体制を構築しており、昨年度の相談件数は172件となっている。

これに加え、令和元年度から訴訟に発展する可能性もある重大な事案に対して、県弁護士会の弁護士が、学校現場における諸問題に対して学校や市教育委員会に助言を行うことで、問題への適切な対応や取り組みを進め、解決を図ろうとするスクールロイヤー制度を導入しており、これまでの活用実績としては2件である。

各学校においては、初期対応の段階でつまずいてしまった困難な事案においても、スク ールロイヤー制度の活用や法務指導監の助言により対応の軌道修正が図られ、以後、学校 が自信をもって的確な対応を進めることで問題解決が図られているほか、教職員の心身の 負担軽減にもつながっている。

一方、スクールロイヤー制度の課題としては、

- ・相談日時の調整が必要なため、事案発生後すぐに助言を得ることが難しいこと
- ・長期にわたって対応が必要な事案の場合、同一の弁護士と継続的に面談をすることが難 しいこと

などがあげられる。

市教育委員会としては、今後とも学校現場の声を聞きながら、効果的な運用に向けて利用しやすい制度となるように努めていきたいと考えている。

(問) 教員のなり手不足解消のために、教員の意識改革と働き方改革が必要と考えるが、現状 と今後の取組みを問う。

<学校教育課:教育長答弁>

(答) 市教育委員会としては、教員を志す人材が増えることは教育の質を確保する上で大変重要であると考えている。

教員のなり手不足解消の観点からも、教員自身が、教育は生活面、学習面をはじめとする子どもたちの人間形成に深くかかわることができる魅力的な職業であると感じることが何よりも大切であり、そのためには、子どもと向き合う時間の確保や教職員の健康管理に直結する時間外勤務時間の縮減は、教育現場における早急に解決すべき課題である。

これまでも市教育委員会及び小・中学校においては、

- ・校務支援システムの導入による事務の簡素化
- 勤務時間外の電話応対に代わる自動音声ガイダンスの導入
- ・部活動指導員やスポーツエキスパート等の外部人材の配置
- 学校行事の精選や校務分掌の見直し

などの努力を積み重ねることで、一人一人の教職員の意識改革が進み、改善がみられてきたところである。

しかしながら、小学校における外国語科の新設に伴う授業時数の増加、GIGAスクール構想における1人1台端末の配備への対応、コロナ渦におけるオンライン授業の準備等、新たな業務が増加しておりますが、国や県からそれらに対応する十分な人的サポートがなされていないことから、時間外勤務時間の縮減にはおのずと限界があり、さらに来年度より、国が示している小学校高学年における教科担任制が導入されることで、一層厳しい状況となることが予想される。

市教育委員会としては、教職員の時間外勤務時間を削減するためには、業務の増加に対応した教員の増員しかないという考えに変わりはなく、学校が魅力的な職場となり、教員のなり手不足を解消するためにも、今後も中核市教育長会や教育委員会連合などを通じて、引き続き国や県に対しまして、強く、強く働きかけていきたいと考えている。

(4) 通学路の安全対策について

①富山市議会自由民主党 織田 伸一 議員(3月10日)

(間) 合同点検により実施された個々の安全対策は、PDCAサイクルを実施し、安全性の向

上につなげて行くべきと考えるが、今後の取組を問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市では、平成28年度から富山市通学路交通安全プログラムを策定し、警察や道路管理者などの関係機関と連携しながら、小学校の通学路における交通安全上の危険箇所を 点検するとともに安全対策を実施している。

その点検の結果、「路側帯の白線が消えている」「信号の待機場所に防護柵がなく、 車両と接触する危険性がある」など、令和2年度までに各学校から615の危険箇所が 報告された。それらの改善状況としては、311箇所においてハード面の対策を実施済 み、または実施予定としており、残りの箇所については、学校安全パトロール隊などに よる見守り活動や安全教育を行うなど、ソフト面での対策を実施しているところである。

各小学校では、安全対策が講じられた箇所に再度、足を運び、実際に子どもたちの通 学の様子を検証しており、「白線が引き直されたことにより、子どもたちが路側帯を意 識して歩くことで、より安全に通学できるようになった」「防護柵が設置されたことに より、信号待ちの間の安全が十分に確保された」などの報告を受けている。

さらに、本市においては、平成30年度より市内小学校を対象にセンサーネットワークを活用した、こどもを見守る地域連携事業においてGPSセンサーにより、児童の登下校時の移動経路に関するデータを収集・分析しており、これまでに43校で実施したところである。各学校においては、これらの情報を保護者に加えて、スクールガードリーダーや学校安全パトロール隊等、地域の方々と共有することで、通学路の安全確保に関する参画意識を高めている。

今後の取組については、これまでも行っている、年度当初における、実際に通学路を 歩いて行う安全点検を継続するとともに、危険箇所があれば、見過ごすことなく地域や 関係機関とともに迅速に対応していく。

(問) コミュニティ・スクールの導入に伴い、通学路の安全確保における学校と地域との連携 の醸成を図ることができると考えるが、見解を問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の小学校においては、学校職員や市派遣のスクールガードリーダーに加え、保護者や学校安全パトロール隊等、地域の方々のご協力を得て、通学路の安全点検や子どもたちの登下校の見守りが定着しているところである。

また、本市においては、学校と地域が一体となって子どもたちを育むことを目標に、平成25年度よりコミュニティ・スクールを導入・拡大しており、令和4年4月からは小学校64校、中学校24校、計88校において、コミュニティ・スクールとして、学校運営の改善や充実に向けて、保護者や地域住民等のご理解とご協力を基盤とした、「地域とともにある学校づくり」に取り組む予定としている。

本市の学校の多くに導入されるコミュニティ・スクールに期待する役割としては、

- ・学校が抱える課題に対して地域と共通のビジョンをもって取り組み、改善を図ること
- ・地域人材の参画を得て、学校運営の一層の充実を図ることがあげられる。

こうしたことから、通学路の安全確保についても、コミュニティ・スクールで設置される学校運営協議会において、PTA会長や自治振興会長、交通安全協会や防犯連絡協議会

の役員等から、必要に応じて助言を得ながら、協議を進めていくことで、通学路交通安全 プログラムの取組も含め、地域全体の交通安全や防犯への意識が高まり、地域住民による 見守り活動へのさらなる参画意識の向上や人材の確保につながるものと考えている。

市教育委員会としては、学校や地域の実情に応じて、通学路における児童生徒の安全確保に努めていきたいと考えている。

②自由民主党 金岡 貴裕 議員(3月11日)

(問) 千葉の交通事故を受けて実施した再点検結果について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

- (答)令和3年6月28日に千葉県八街市において発生した、下校中に児童5名が死傷する 痛ましい事故を受け、令和3年7月9日付けで文部科学省より「通学路における合同点 検の実施について」
 - ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやす い箇所や大型車の進入が多い箇所
 - ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
 - ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所

の三つの観点を踏まえた通学路の合同点検等を通じ、学校、市教育委員会、道路管理者 及び警察署等、関係機関の連携による通学路の安全対策を講じるよう依頼があった。

これを受け、本市においては、各小学校が富山市通学路交通安全プログラムに基づき、これまでの「道路が狭い」「見通しが悪い」等の観点に、先ほど述べた三つの観点を加えた上で、通学路点検を実施した。その結果、各学校からは「道幅が狭く、歩道が設置されていない道路を、速度を上げて車両が通過している」「見通しが悪い上に、大型車の進入が頻繁にある」などの報告があり、車両の速度や大きさなど、これまで以上に厳しい観点で点検を行ったことから、前年度より107件多い、193件の危険箇所が報告された。

市教育委員会においては、193件の危険箇所に対しては、これまでと同様、警察署、 道路管理者等の関係機関と連携を図りながら、対策の検討、実施を進めるとともに、各 学校においては、危険箇所の対策状況等について、通学路安全マップの掲示や配布によ る周知、学級指導や集会での注意喚起等を通して、児童生徒の安全教育を実施している ところである。

(問) 再点検結果の公表状況について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)各小学校においては、従来の通学路点検における観点に三つの観点を加えて通学路点 検を行い、市教育委員会に報告したところである。

本市の通学路交通安全プログラムにおいては、それぞれの小学校の通学路点検の結果を受け、警察や道路管理者等の関係機関と連携しながら情報共有を図り、危険箇所の改善に向けて、その対策を検討するとともに、毎年、その進捗状況を市のホームページに掲載しており、今年度については、三つの観点を加えた通学路点検の結果を含めて、3月末に公表することとしている。

(問) 通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施状況について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の小学校においては、富山市通学路交通安全プログラムに従い、毎年、通学路における交通安全上の危険箇所を点検しており、各学校からは「横断歩道や停止線が消えかかっている」、「車の交通量が多く、路側帯の白線のみでは危険である」など、平成28年度から令和2年度までに各学校から615の危険箇所が報告された。それらの改善状況としては、311箇所においてハード面の対策を実施済み、または実施予定としており、残りの箇所については、学校安全パトロール隊等による見守り活動や安全教育を行うなど、ソフト面での対策を実施しているところである。

各小学校では、安全対策が講じられた箇所に再度、足を運び、実際に子どもたちの通学の様子を検証しており、「横断歩道や停止線が引き直されたことで、歩行者も車も止まる意識が高まってきた」、「白線に加え、路側帯が緑色に舗装されたため、車道と歩道の区別が明確になり、より安全に歩行できるようになった」などの報告を受けている。さらに、本市においては、平成30年度より市内小学校を対象にセンサーネットワークを活用した、こどもを見守る地域連携事業においてGPSセンサーにより、児童の登下校時の移動経路に関するデータを収集・分析しており、これまでに43校で実施したところである。各学校においては、これらの情報を保護者に加えて、スクールガードリーダーや学校安全パトロール隊等、地域の方々と共有することで、通学路の安全確保に関する参画意識を高めている。

今後の取組については、これまでも行っている年度当初における、実際に通学路を歩いて行う安全点検を継続するとともに、千葉県八街市の事故を受け、危険箇所を見過ごすことなく、より丁寧に点検を実施し、地域や関係機関とともに迅速に対応していく。

(5) コミュニティ・スクールについて

①富山市議会自由民主党 飯山 勝彦 議員(3月10日)

(問) 本市におけるコミュニティ・スクールの現状と課題について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答) 文部科学省は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を平成29年3月に改正し、「地域と学校の連携・協働」を全国的に推進するために、すべての公立学校が学校 運営協議会を設置した学校、いわゆる「コミュニティ・スクール」となることを努力義 務化した。

市教育委員会では、この法改正より前の平成25年度から呉羽小学校と堀川中学校を市内初のコミュニティ・スクールに指定するとともに、その後2年に一度、2校ずつコミュニティ・スクールに指定し、事業開始から9年目となる令和3年度までに、小学校8校、中学校5校の計13校がコミュニティ・スクールとなっている。

その間、市内小・中学校の管理職が参加する研修会等においてコミュニティ・スクール の意義を確認するとともに、指定校からは、

・子どもの学習や安全に対する意識などの実態を地域住民や保護者と学校が共有し、より よい教育環境について共に考え取り組むことでこれまで以上に一体感が深まった ・学校支援ボランティアによる授業及び学校行事への支援、地域と連携した挨拶運動など、 地域人材の参画を通して、地域の学校を支援する機運がこれまで以上に高まった などの成果が報告されており、これらを市内の小中学校に伝えてきたところである。

このような成果がある一方で、学校行事や授業におけるゲストティーチャーを人選したり、計画の実施に向けて日程等を調整したりするなどの役割を担う、コーディネーターとなる人材の確保が難しいなどの報告もなされている。

なお、令和3年度の定例校園長会等において、令和4年4月を目途に各学校、地域の状況を考慮しながらではあるが、市内小・中学校に広く学校運営協議会制度を導入する方針を伝え、本定例会において、関連予算を提案したところである。

現在各学校においては、組織づくりや委員選定等について検討するなど、導入に向けた 準備に取り組んでいるところであり、令和4年4月から導入を予定している学校は、令和 5年度からの導入を予定している新八尾中学校を除くと、小学校64校、中学校24校、 計88校である。

(問) 本市が目指すコミュニティ・スクールの方向性について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の児童生徒が、これからの変化の激しい時代を力強く生き抜く力を身につけるためには、コミュニティ・スクールを推進し、これまで以上に学校、地域、家庭が連携を深めていくことは重要であると認識している。

これまでコミュニティ・スクールとなった学校においては、学校運営方針や目指す子ども像、子どもたちの実態などを地域住民や保護者代表の委員と共有し、校区の子どもたちのためにどのようなことができるのかを具体的に考えたり、子どもが地域住民との交流を通して地域に関心をもち、地域の特色や行事などの理解を深めるなどの取り組みを進めてきた。

今後は、これらの取り組みに加え、地域行事へのさらなる協力や校則の見直し、学校行事の精選など、学校が抱えるさまざまな新たな課題に対し、コミュニティ・スクールの機能の充実を図り、より一層学校と地域が協力して熟議を重ね対応していくことで、児童生徒の健やかな成長を促していくことが可能となると考えている。

例えば、今日的な教育内容となっているICTや外国語等の専門性を有する地域人材を授業に招聘することや、地域ならではの文化を学習に取り入れ魅力ある教育課程の編成に向けたアドバイスをもらうことなど、今後はより一層市PTA連絡協議会、自治振興会等の関係機関との連携を深め、児童生徒にとって有意義な教育活動を展開していくことができるものと考えている。

市教育委員会としては、現在、次年度からのコミュニティ・スクールの導入に向けて 鋭意準備を進めている学校からの相談等に、丁寧に対応することで設置を後押しすると ともに、次年度以降においても学校からの実践報告に基づき、効果や課題を検証し、教 員研修に反映するなど、学校の諸課題への対応や学校運営の改善に幅広くコミュニティ ・スクールの機能が生かされるよう本事業の一層の充実を図っていきたいと考えている。 (問) 今後、学校統合等を実施した場合、地域間の連携が不可欠になると考えるが、市教育委員会側はどのような対策を考えているのか。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)各学校におけるコミュニティ・スクール導入の目的は、これまで取り組んできた「開かれた学校づくり」から一歩進め、学校の教育目標やビジョンを学校と地域で共有し、学校運営の改善や充実に向けて、保護者、地域住民の意見も取り入れながら、その理解と協力を基盤とした風通しのよい学校づくり、いわゆる「地域とともにある学校づくり」を目指すものである。

今後、学校が統合した場合、統合前のそれぞれの学校が地域とともにコミュティ・スクールとして培ってきた教育活動を継承・融合させていくことが必要であると考えている。 その実現のためには、

- ・コミュニティ・スクールにおける委員の選定において、統合されたそれぞれの学校・地域の実情に十分配慮した人選を行うこと
- ・再編される前の各学校の特色ある学校行事や地域の伝統行事について、互いに共通理解 を深めるとともに、学校や子どもたち、地域の負担を考慮した上で、今後の運営につい て慎重に協議を重ねること

などを通して、地域を包括した教育ビジョンの共通理解やそれぞれの地域文化への相互理 解による、新しく確かな地域連携が必要となるものと考えている。

いずれにしても、市教育委員会としては、これまで長年築いてきた学校と保護者、地域 との信頼関係は今後も不変であると考えており、共に協力し合う学校環境の維持発展に向 け、各学校を支援していきたいと考えている。

(6) 八尾中学校のスポーツ支援について

① 政策フォーラム32 大島 満議員(3月10日)

(問) 専門家による生徒や部活動指導者に対するスポーツ教育の実施について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の中学校におけるスポーツを通した教育活動としては、生徒の自主的、自発的な参加による教育課程外の活動として行われている運動部活動がある。

本市の中学校では、運動部活動をさらに充実させるために、生徒を対象にした専門家による実技指導や怪我の予防、望ましい食習慣等に関する講演会を開催している。 具体例としては、

- ・オリンピック選手や運動学が専門の大学教員による実技指導やメンタル指導
- 整形外科医によるスポーツで起きやすい障害の予防とその対策
- ・公認スポーツ栄養士による栄養の摂取の仕方や試合時の食事の在り方

などがあり、生徒からは「日々のトレーニングを継続することの大切さを実感した」、「怪我を予防するために運動前後のストレッチ体操に取り組みたい」、「バランスのよい食事をすぐに実践したい」などの感想が上がっている。

また、部活動指導員やスポーツエキスパート等の部活動指導者に対しては、県教育委員会が主催する、「自立した選手を育てるコーチング」、「スポーツと食事」、「アスリートの障害の予防と対策」などスポーツ教育の高い知識を有する講師を招いた研修会への参

加を促し、資質向上を図っている。

(問) 八尾スポーツアリーナを活用し、部活動を地域や専門家でサポートする体制づくりについて、見解を問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答) 現在、八尾中学校及び杉原中学校には、合わせて12種目の運動部活動があり、そのうち、野球、バドミントン、バレーボール、柔道、ハンドボールには、スポーツエキスパート6名が配置されている。

中学生にとっては、専門性のあるスポーツエキスパートから指導を受けることにより、

- ・生徒一人一人が、それぞれの技術に応じた具体的な指導がうけることができる
- ・指導者の技術の高さに憧れを抱くとともに目標をもつことができる など、大きな効果がある。

また、この4月に開校を予定している新八尾中学校の敷地には、

- ・野球部、ハンドボール部、サッカー部が同時に活動できるスペースと、それとは別に、 陸上競技用の直線100mが8レーン、テニスコート4面を有する広大なグラウンド
- ・バスケットボールコートが2面またはバトミントンコートが6面とれる体育館
- ・剣道場と柔道場が併設されている柔剣道場
- ・雨天時においてもウォーミングアップやサーキットトレーニングが十分にできるスペースをもつピロティー

があるなど、運動部活動に所属する生徒が、技術の向上や仲間と切磋琢磨して汗を流すことのできる充実した施設が整っている。

これらのことから、市教育委員会としては、今後も八尾中学校においてスポーツエキスパート等、地域の力を生かしながら部活動の充実を図っていくことが大切であると考えているが、活動場所については、新校舎における充実した施設をまずは大いに活用することが第一と考えている。

(問) 八尾中学校を部活動の拠点校化のさきがけとすればよいと考えるが、見解を問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答) 部活動はスポーツや文化等に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、その役割については、体力や技術の向上はもとより、生徒同士や生徒と教員等の信頼関係を築いたり、生徒自身が活動を通じて自己肯定感を高めることなど、生徒にとって多様な学びの場として教育的意義の大きいものである。

部活動の拠点校化とは、一定の地域内において、市教育委員会が学校毎に開設する部活動を指定し、生徒が加入したい部活動のある学校を選び、入学する仕組みである。

部活動を拠点校化することの効果としては、

- ・一定地域内で実施するため、多くの種目の部活動を開設することができる
- ・ある程度の人数が集まり切磋琢磨しながら活動するため技能の向上が期待できる などが考えられる。

一方で、

・上位大会への進出など高いレベルでの競技性を求める生徒にとっては適しているが、体 を動かす、仲間と協力するなど活動を楽しみたい生徒は入部しにくい ・人気がある部活動に生徒が集中する反面、安定して部員を獲得できない部活動は休部あるいは廃部の可能性が残る

などの課題がある。

八尾中学校を含めた周辺地域において、部活動の拠点校化を実施することについては、 八尾中学校の生徒や保護者はもとより、周辺の学校等との十分な意見交換や調整が必要と なると考えている。

また本市では、平成20年度の入学生より中学校の学校選択制を導入しており、小学6年生の児童とその保護者は、学校公開日等を利用し、興味がある学校を訪問したり、部活動を見学する中で自分の進みたい中学校を決めていることから、既に部活動に対する生徒及び保護者の希望やニーズに十分に応えてきているものと考えている。

さらに、新たな八尾中学校には充実した体育施設が整備されていることに加え、2つの中学校が統合したことにより、各部の部員数が増え、それぞれの部活動においてこれまで以上に活気ある取り組みが行われることが期待できることから、現段階において、拠点校化は考えていない。

市教育委員会としては、まずは統合した八尾中学校の生徒が、それぞれの学校や地域で培ってきた伝統を融合し、部活動等の教育活動を通して、有意義な学校生活が送られることを見守りつつ、今後、国や県の地域部活動推進事業に関する実践研究の成果や他市町村の動向を注視して、有意義な部活動の在り方について必要に応じて検討していきたいと考えている。

(7) 幼稚園・保育所と小学校との連携について

①公明党 柏 佳枝 議員(3月11日)

(問) 幼稚園、保育所に在籍している特別な支援を必要とする子どもが安心して就学するため に、どのような連携をとっているのか。

<学校教育課:事務局長答弁>

- (答)特別な支援を必要とする就学児が安心して就学するためには、幼稚園、保育所、小学校が互いに連携することが重要であり、本市においても、この取り組みを進めている。 具体的な取り組みとしては
 - ・入学する前の夏季休業中等を利用して、小学校の教員が幼稚園や保育所等を訪問し、 特別な支援を必要とする子どもの様子を観察したり、保育士等と合理的配慮の具体についての情報交換をすることで、子どもの障害と支援の方法について共通理解を図り、入 学後の指導に生かす
 - ・本人の将来に向けての希望や、医療・福祉等の関係機関の記録、合理的配慮などを記載した「個別の教育支援計画」を作成し、保護者と共通理解を図ることで、本人や保護者の安心につなげる
 - ・就学に不安を感じる保護者に対しては、5月から1月まで年12回実施している「さわやか相談会」への参加を促し、教育、保健、福祉等の関係機関の専門家が相談に応じることで、保護者が就学する学校の情報を得たり、実際に学校に出向くなどすることで見通しをもてるようにする

など、きめ細かな対応に努めている。

市教育委員会としては、今後も子ども一人一人が安心して就学することができるよう、 障害の状態や発達の段階、特性及び保護者のニーズなどに応じて適切な支援を構築する ために、関係機関による一層の連携に努めていきたいと考えている。

(8) 新型コロナウイルス感染症対策について

①立憲民主市民の会 東 篤 議員(3月11日)

(問) 昨年8月中旬のステージ3において、本市の25の図書館で、休館及び貸出業務を行わなかった期間と日数について問う。

<図書館:事務局長答弁>

(答)昨年夏は、7月頃から全国的に新型コロナウイルス感染者数が急増し、各地に緊急事態宣言などが発出され、8月が感染のピークとなった。富山県も同様に、感染者数が急増し、8月16日からステージ3となり、さらに、8月20日からは富山市にまん延防止等重点措置が適用されることになった。

このような緊迫した状況の下、市の公の施設等については8月18日から当面の間、原則、臨時休館とする市の方針が決定され、図書館においても休館等の準備を速やかに行い、8月19日から全館休館し、貸出業務も停止した。

図書館の臨時休業期間等については、こども図書館を除く24館は、まん延防止等重点措置が適用されていた9月12日までの25日間、こども図書館はステージ3が継続していた9月26日までの39日間を休館し、いずれも貸出業務も停止していた。

(問)図書館を休館し貸出業務も中止したことに対し、子どもたちや保護者、教育関係者等から、どのような意見が寄せられたのか。

<図書館:事務局長答弁>

(答)図書館を休館し貸出業務を中止したことについては、保護者や教育関係者等の特定はできないが、利用者の方から「図書の貸出だけでも出来ないか」「図書館が一律に全館休館なのが納得いかない」等のご意見や、「いつ開館するのか」といった質問等が、電話等で10数件、本館や地域館に寄せられた。

また、図書館の運営に関し、ご意見をいただくために設置している図書館協議会の委員からも、昨年11月の会議において「閉館中に予約本を受け取れないのが残念だった」、「富山市は、まん延防止等重点措置の対象地域であったことや複合施設に入っている図書館もあることなど、いろんな条件が重なる中での行政としての判断だったのではないか」等のご意見をいただいた。

(問) 今後は図書館の休館措置を取っても、感染防止策を徹底し、予約本を貸出しすべきと考えるが、見解を問う。

<図書館:事務局長答弁>

(答) 昨年8月から9月の臨時休館に際して、予約本の貸出については、他の自治体の対応 を情報収集するなどして、本市でも実施を検討していた。

しかしながら、

・本市図書館は、本館・地域館・分館合わせて25館あるうち、24館が複合施設であ

- り、安全に利用できる動線の確保が難しいこと
- ・ワクチン接種が進んでいない状況であったこと
- ・予約貸出のみであっても、市民の外出の機会を促し、人流抑制の取り組みを妨げかねないこと

などの課題が考えられたことから、予約本の貸出についても、見送るという判断をした。 なお、臨時休館中も予約やレファレンスについては、インターネットや電話での対応 を、これまでどおり行っていたところである。

今後、感染再拡大により休館した場合の予約本の貸出業務については、その際の感染 状況や国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置、県のアラート等の発出状況を確認 し、ワクチン接種や飲み薬の普及状況等も勘案したうえで、慎重に検討したいと考えて いる。

(問)小・中学校での第6波への対応について、学級閉鎖となった場合など、授業を履修できなかった分の学習を回復する措置が必要であると考えるが、本市教育委員会の対応について問う。

<学校教育課:事務局長答弁>

(答)本市の小・中学校においては、新型コロナウイルス感染症の陽性者が複数確認された場合やクラスターが発生した場合においては、これ以上の感染拡大を防ぐために、学級・学年閉鎖及び学校全体の臨時休業の措置を講じている。その際、各学校では、子どもたちが学校で学習できない期間においても、学習進度に大きな遅れが生じることのないよう、できる限りの学習保障に努めている。

その具体例としては、

- ・学習プリントの配付
- 一人1台端末を活用した学習課題の配信
- ウェブ会議システムを活用したライブでのオンライン授業
- ・事前に教師が録画した動画を配信するオンデマンド型の授業

などが挙げられる。

さらに、学校再開時においては、朝学習の時間を利用した補習授業や、放課後の質問 教室等を行っている学校もある。

子どもたちやその保護者からは、

- ・自宅学習用の課題が提示されたために、子どもだけでも計画的に学習を進めることが できた
- ・オンライン授業では質問が可能となり、普段と近い学習ができた
- ・オンデマンド動画を繰り返し視聴することで理解が深まった
- ・一定期間欠席していた子どもが改めて授業を受ける必要がなくなり子どもの負担軽減 につながった

などの声が聞かれている。

今後も、学校における新型コロナウイルス感染症に関わる休業の際は、児童生徒が不 利益を被ることなく、安心して学習できるよう適切に対応していきたいと考えている。 (問) 教員が多数感染して学校内で対応しきれず、指導主事が授業を代行するなど、学校をサポートした事例があるのか。

<学校教育課:事務局長答弁>

- (答)担任や教科担当教員が感染したり、濃厚接触者として特定されるなど、やむを得ず一 定期間休業せざるを得ない状況になった場合、
 - ・小学校においては、教務主任や担任をしていない教員が担任の代わりとして授業を行う
 - ・中学校においては、学年担当者や同じ教科の教員が代わりに授業を行う などの対応をしている。

なお、本市においては、学級閉鎖等になった場合に、一人1台端末を活用した健康観察やオンライン授業等を実施するための支援として、指導主事が学校に出向いた例はあるが、現段階において、担任等に代わり、授業を行った事例はない。

(9) 学校給食費について

①日本共産党 赤星 ゆかり 議員(3月11日)

(問) 値上げ相当額は総額でいくらか。

<学校保健課:事務局長答弁>

(答)本市の学校給食費については、平成28年度から6年間据え置いてきたが、これまで、 主食代や牛乳代などが、上昇している中、おかず等の副食代を抑える対応を続けてきた結果、児童生徒等に必要な栄養価の摂取基準を満たすことが難しい状況となってきたことや、 今後も食材料費や配送費の値上げ等が見込まれることなどから、令和4年度から値上げを することとした。

値上げ相当額については、小学校は1食あたり24円、中学校は1食27円、月額ではそれぞれ500円、幼稚園は1食20円、月額では350円となっており、児童生徒等約30,000人分の年間総額では、約1億4,700万円余の値上げとなる。

(問) 十分な栄養に足る食材購入に必要な分を市が補助して値上げを中止すべきと考えるが、 市長の見解を問う。

<学校保健課:市長答弁>

(答) 現在の本市の学校給食においては、食料品等の物価上昇により、カルシウムや鉄等の 栄養価の摂取基準を満たすことが難しい状況となってきたが、今回の値上げにより概ね解 消できると聞いている。4月から、やむを得ず給食費の値上げを実施するが、学校給食法 の規定では、学校給食の実施に必要な施設等の修繕費や人件費は、学校の設置者である市 の負担とされている。

加えて、給食事業の運営には、それ以外にも、例えば、調理場の光熱水費や給食センターから各学校への配送費等、多額の経費を市が負担している中、本市においてはこれまで、食材料費のみ、保護者の負担としてきた。

こうしたことから、今回の食材料費の値上げ相当額を市が補助することは、考えていない。

(問) 学校給食の無償化を求めるが、市長の見解を問う。

<学校保健課:市長答弁>

(答)全国で学校給食費の無償化を導入している自治体では、子育て支援策や定住政策等を 目的とし、それぞれ期間や対象を限定するなどして、実施されているところである。

本市の場合、現在、69か所の学校調理場と2つの給食センターで調理した給食を市内全ての小中学生等に提供しており、この運営には多額の経費が必要となっている。

本市では、法の規定に基づき食材料費については保護者に負担いただいており、給食費を無償化することは、考えていない。

(10) 呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事に伴う遺構調査及び復元について

- ①自由民主党 金岡 貴裕 議員(3月11日)
 - (問) 富山市文化財調査審議会の役割について問う。

<埋蔵文化財センター:事務局長答弁>

(答) 富山市文化財調査審議会は、教育委員会の諮問に応じ文化財の保存及び活用に関する 指定案件などの重要事項について、調査審議するとともに、これらの事項について委員会 に建議することとされており、概ね年1回程度開催している。

近年の審議内容については、例えば、平成29年度では「岩瀬まだら」の市指定無形 民俗文化財への指定や、「刀尾神社の大ケヤキ」の市指定天然記念物の指定解除、平成 30年度から令和3年度にかけては、「船橋常夜灯」の文化財としての評価など、主に 市指定の文化財の取り扱いに関し審議をお願いしているほか、各年度の文化財保護関係 事業の概要や実績などを報告し、委員それぞれのお立場から本市の取組に対し、貴重な ご意見をいただいているところである。

(問)発掘調査の実施や結果、復元に関して市文化財調査審議会に対して説明しなかった理由 について問う。

<埋蔵文化財センター:事務局長答弁>

(答) 富山市文化財調査審議会においては、これまで主に文化財の指定案件などの取り扱い について調査審議をお願いしており、今回のような試掘・発掘調査の実施にあたってのご 説明は行っていないところである。

なお、本案件の発掘調査の結果については、本年1月に開催された審議会において、 江戸期の道路遺構を確認したことなど概略をお伝えしており、復元に関しても、委員か らの発言を受け、旧北陸道の取扱いについて補足説明をさせていただいたところである。

市立小・中学校の再編に関する地域説明会の実施について

「学校再編推進課】

1 目的

本年2月に策定した「市立小・中学校再編計画」について、市民へ正確に情報提供するとともに、理解醸成を図るもの。

	月日	時間	地域	場所
第1回	4月18日(月)	19 時~20 時 15 分	富山中央	柳町小学校体育館
第2回	4月24日(日)	10 時~11 時 15 分	八尾	黒瀬谷交流センター
第3回		13 時半~14 時 45 分	山田	山田小学校体育館
第 4 回	4月26日(火)	19 時~20 時 15 分	富山東部	太田小学校体育館
第5回	4月28日(木)	19 時~20 時 15 分	呉羽	呉羽会館
第6回	5月9日(月)	19 時~20 時 15 分	富山北部	岩瀬小学校体育館
第7回	5月17日(火)	19 時~20 時 15 分	婦中	婦中ふれあい館
第8回	5月21日(土)	10 時~11 時 15 分	大沢野	大久保ふれあいセンター
第9回		13 時半~14 時 45 分	細入	神通碧小学校体育館
第 10 回	5月23日(月)	19 時~20 時 15 分	和合	和合中学校体育館
第11回	5月25日(水)	19 時~20 時 15 分	富山南部	富南会館
第 12 回	5月27日(金)	19 時~20 時 15 分	富山西部	神明小学校体育館
第 13 回	5月28日(土)	10 時~11 時 15 分	大山	大山地域市民センター

2 出席者等

教育長、教育委員会事務局長ほか担当職員

3 構成

75分間とし、前半30分を説明、後半45分を意見交換とする。

また、時間内に発言できなかった方や参加できなかった方向けに意見提出用紙を配布するなど配慮する。

特に「本市が目指す学校教育の方向性」や「なぜ学校再編が必要なのか」を重点に説明を行う。

4 開催周知

富山市自治振興連絡協議会や富山市 PTA 連絡協議会、学校を通じて地域や保護者に案内するとともに、広報とやま4月20日号にて広く周知する。

『令和4年度富山市学校教育指導方針』について

【学校教育課】

1 作成の趣旨

- (1) 各学校(園)が、今年度の富山市学校教育の方針や重点等の共通理解を図るための指針とする。
- (2) 各学校(園)が、教育指導における課題や改善事項を共通理解し、各教科等の指導における指針とする。
- (3) 学習指導の基礎・基本となる指導技術を共通理解する際の参考とする。

2 作成の観点

(1) 教育指導の重点事項

主体性のある子どもの育成

- ① 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得
- ② 習得した知識・技能を活用した、思考力・判断力・表現力等の育成
- ③ 学習の基盤を形成している言語に関する能力の育成
- ④ 「確かな学力」の定着を図る規律ある学習態度の育成

(2) 学校(園) 教育指導の中核となる14項目

- ① 「学校(園)経営」では、自他の命を大切にする指導の充実を図る。
- ② 「学習指導」において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を取り入れた問題解決的な学習の過程を通して、思考力・判断力・表現力等をはぐくむ授業を充実する。
- ③ 「生徒指導」では、日ごろから子ども理解を着実に進め、問題行動の早期発見に 努めるとともに、一人一人に応じた指導方針を確立する。
- ④ 「健康・安全に関する指導」においては、「食物アレルギー対応マニュアル」を活用するとともに、家庭と連携し、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- ⑤ 「現職研修」では、教諭等の資質向上のための指標を活用して、教員一人一人が キャリアステージを自覚し、資質向上に努める。

(3) 教科等の指導

- ① 各教科等の<u>身につける資質・能力と指導のポイント</u>を参考として、具体的な授業改善に取り組む。
- ② 各教科等において<u>「主体的な学び」となるよう、特に「学習課題をつかむ」場面に焦点</u>を絞り、内容を刷新し見開きで小・中学校の指導例を掲載した。これらを参考とし、子どもが、課題を自分事としてとらえるなどの意識をもち、自らの力で解決していく学習となるように、改善を図る。

(4) 今日的な課題への対応

- ① 新たに「学校内外におけるハラスメントの防止」の項目を追加した。全教職員で共通 理解し、今日的な課題へ対応する。
- ② 「幼・小・中学校の連携」では、中学校区における連携を推進し、発達の段階に応じた効果的な指導を行い、子どもの連続的な学びと成長を保障する。

牛乳に起因する集団食中毒の対応について

[学校保健課]

(1) 経緯

市内の小中学校(園) 16校(園) において、令和3年6月17日以降、集団食中毒が発生し、その後の市保健所等の調査により、㈱内田乳業が製造した牛乳に起因するものと判明した。その後、市保健所が施設の改善を確認し、製品の安全性を確認したことから、8月2日に営業禁止の措置を解除した。

(2) 市の取組みについて

ア. 2学期からの牛乳供給について

食中毒発生後は該当の学校(園)の牛乳提供をとりやめ、飲むヨーグルト等を提供していたが、2学期から八尾乳業協同組合及びとやまアルペン乳業㈱が製造した牛乳を㈱内田乳業が配送することにより、牛乳の提供を再開した。なお、再開前には、学校保健課栄養士が給食室等の衛生管理について、確認した。

イ. 給食時間の学校訪問について

牛乳提供再開時の児童生徒等の喫食状況を確認するため、学校保健課 及び学校教育課職員が該当の学校を訪問した。

ウ. 牛乳の残食量調査について

牛乳提供再開から8週間(8/30~10/20)は毎週1回、被害のあった学校において牛乳が飲めなくなった児童生徒数を調査した。再開後、牛乳を飲まない児童生徒は徐々に減少したため、いったん調査を休止し、2学期末及び3学期末に再調査したところ、発生前と変わらない状況となった。

エ. 食育指導について

牛乳再開時に心理的に牛乳を飲めないと申し出があった児童生徒に対し、担任及びスクールカウンセラーが心のケアの対応をするとともに、学校の要請に基づき、教育委員会から臨床心理士を派遣した。(1校)

また、要請があった学校へは栄養士を派遣し、牛乳の栄養摂取の重要性について児童生徒に食育指導を行った。(1校)

オ. 市における確認について

市保健所においては、12月からの一般販売向け牛乳の製造再開時に約2週間製品検査を実施し、安全性を確認した。また、学校保健課においても12月に㈱内田乳業を訪問し、発生原因と推定される設備の改修状

況の確認や新たな管理体制について聴き取りをし、衛生管理体制の改善が図られていることを確認した。

(3) ㈱内田乳業等の取組みについて

ア. 管理体制の見直しについて

(㈱内田乳業においては、市保健所と第三者機関の指導を受け、発生原因と推定された設備と管理体制の見直しを行い、12月から一般販売向け牛乳の製造を再開した。また、(公財) 富山県学校給食会においては、10月から独自の監視体制を強化した。

イ. 児童生徒等への謝罪について

(㈱内田乳業が該当の学校を訪問し、校長及びPTA会長に謝罪するとともに、保護者への謝罪文を配付した。また、代理人弁護士を通じ、請求のあった児童生徒の保護者に対し、1月末までに損害賠償金の支払いを終えた。

ウ. 学校への説明について

㈱内田乳業が12月に再度、該当の学校を訪問し、校長及びPTA会長に、損害賠償金の支払が終了したことや、設備の改修状況や管理体制を見直ししたこと、また12月中旬頃から一般販売向け牛乳の製造を再開すること等について報告した。

(4) 牛乳の再開に向けて

ア、アンケートの実施について

12月に、(公財)富山県学校給食会が、該当の学校及びPTAに対し、 令和4年度からの㈱内田乳業製造の牛乳提供について、アンケート調査 を実施した。

アンケート結果をもとに、(㈱内田乳業と(公財)富山県学校給食会が、 提供再開を検討している学校を再度訪問し、製品の安全性について説明 した。(3/2~3/9)

イ. 現在の供給体制について(令和3年8月~)

業者名	学校名		
八尾乳業協同組合	芝園小、桜谷小、五福小、神明小、		
	芝園中、西部中、愛宕幼(R3 末閉園)		
とやまアルペン乳業㈱	岩瀬小、豊田小、萩浦小、四方小、八幡小、		
	草島小、倉垣小、岩瀬中、和合中		

※複数の学校で、内田乳業の牛乳提供を検討中。



[富山市佐藤記念美術館企画展]

郷土ゆかり

の絵画 現代まで

4.16 → **7.3** 9:00 AM → 5:00 PM

入館は 4:30 PM まで 5.16 → 5.22 休館



主催:富山市教育委員会(富山市佐藤記念美術館) 観覧料:大人210円、高校生以下無料









富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内) TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080





富山市佐藤記念美術館企画展

郷土ゆかりの絵画

2022.4.16 sat. → 7.3 sun.

近世以降、富山からは多くの画人が世に出て、個性豊かな作品を後世に残 しています。江戸後期から明治中頃にかけて、中央画壇で健筆をふるった 富山ゆかりの絵師として、京都画壇で才覚をあらわし、岸派の祖となった 岸駒、諸国歴訪後に同じく京都に居を構え、のちに南画の大家となった 谷口藹山、その藹山らとともに、御所の障壁画制作に参画した吉田公均、 狩野派の勝川院門下四天王に数えられ、フェノロサが組織した鑑画会とも 関わりを持った木村立嶽などが知られています。

やがて時代は文展、帝展といった政府主催による官展隆盛の時代を迎え、 この時期になると、尾竹三兄弟の一角として名を馳せた竹坡、国観の兄弟 や、絢爛たる花鳥画を得とし、帝展審査員も務めた石崎光瑤らが登場します。

また、戦後の昭和期になってからは、齋藤清策、下保昭、大島秀信らが、 画題や画法において従来の日本画の伝統に頼らない、新たな日本画の表現 を模索しました。

一方、明治になって日本に流入した洋画の分野では、主に昭和後期以降、 清原啓一、林清納らといった県内出身の画家が個性豊かな画風を確立し、 高い評価を受けています。

本展では、当館及び富山市郷土博物館の所蔵品を中心に、富山ゆかりの画 人たちによる絵画作品を展示します。江戸から現代にいたる時代の変遷の 中で、中央画壇や地方の芸術界に確かな足跡を残した、かれらの画業の一端 をぜひこの機会にご覧下さい。









①「金碧西園雅集図」吉田公均 天保 11年 ②「裏町」下保昭 昭和 29 年 ③「群鶏」清原啓一 昭和 34 年 ④「花鳥図」上野雪岳 慶応元年 ⑤「風の夕べ」大島秀信 昭和時代 ⑥「インドの女 大地シリーズ 大道芸人」林清納 平成 11 年 ※① 4:富山市郷土博物館所蔵 ②③ 5 6:当館所蔵



当館では新型コロナウィルス対策を実施しています

- □入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いいたします。
- □じゅうぶんな間隔を保ってご覧いただくため、入場制限を行う場合があります。
- □感染拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館する場合があります。

交通案内

- □富山駅から徒歩15分
- □地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分 □富山空港より連絡バスで20分

□市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分

- □北陸自動車道 富山 I.C.より車で15分
- ◎当館に駐車場はございません。最寄の駐車場 (行料) は城址公園地下駐車場です。



〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内) TEL. (076) 432-9031 FAX. (076) 432-9080

